

令和2年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会説明資料

目次

◎所管事項

- 1 三重県立ゆめドームうえのの県有施設見直しについて・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る公共交通の現状と今後の取組について・・・・ 7
- 3 交通政策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 新しい三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組について・・・・・・ 25
- 5 東京2020大会聖火リレー及び聖火フェスティバルの取組について・・・・・・ 39
- 6 三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けた競技力向上の
取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 7 南部地域の活性化に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

○別冊資料

- (別冊1) 三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和2年12月10日

地域連携部

1 三重県立ゆめドームうえのの県有施設見直しについて

1 ゆめドームうえのにおける県有施設見直しのこれまでの経緯

(1) 課題

ゆめドームうえのについては、次の課題から、一層の広域での利用促進と維持管理費用の削減を含め、見直しの方向性を検討してきました。

【課題】

- ・ 県有施設としては広域利用が前提となるが、利用者の地域性に偏りがある
- ・ 維持管理に多額の費用を要している
- ・ 今後、多額の改修費用が見込まれる

(2) 伊賀市への施設移譲に関する市の意向

令和元年度に、ゆめドームうえのの移譲に関して伊賀市の意向を照会したところ、伊賀市から「多大な維持管理費を要するため譲受は困難である」旨の回答がありました。

(3) ゆめドームうえのの県有施設見直しの方向性

平成29年度以降、施設近隣住民を中心として年間10万人の利用者があることや伊賀市の意向を踏まえ、今後は、より地域性に特化した中でサービスを維持していくために、令和元年度末に見直しの方向性を次のとおりとし、県議会に報告しました。

【見直しの方向性】

「継続」または「民間活力を利用したさらなる施設運営の効率化」

2 ゆめドームうえのの見直しの方向性に基づく検討

(1) 民間活力導入可能性調査

見直しの方向性である「民間活力を利用したさらなる施設運営の効率化」について、今年度、コンサルタント会社に委託して、民間活力の導入の可能性を調査しました。

ア 民間活力を導入するうえでゆめドームうえのに残すべき施設機能の整理

一般的に、施設改変の自由度が高いほど民間事業者の参入意欲が増しますが、ゆめドームうえのは、伊賀市内の他施設にない機能を有していることや、伊賀市の意見を踏まえ、残すべき施設機能を次のとおりとしました。

【残すべき施設機能】

- a 第1競技場（伊賀市内で、唯一、アリーナ観客席を有する施設である）
- b 指定避難所（伊賀市の避難所に指定されており、防災上必要である）

イ 調査企業及び回答

委託したコンサルティング会社の知見に基づき、スポーツ施設の民活実績のある企業、飲食チェーンなど新規事業展開の可能性がある企業、地元企業など計51社に、事業への参入意欲や事業手法等について調査を実施したところ、次の回答がありました。

【企業からの回答】

- a PFI (R0) 方式※であれば参入したい。(6社)
- b 施設を購入して、従業員用のスポーツ施設とするとともに、CSR活動として、社外の方に貸し出したい。(1社)

※PFI (R0) 方式とは、民間事業者が施設を改修し、管理・運営する事業方式。(県の「公の施設」としての位置付けは変わらず、地方公共団体は改修等に要した経費を割賦で民間事業者に支払い、民間事業者は改修した施設を指定管理者として管理する。)

ウ 検討すべき事業スキーム

民間活力導入可能性調査の結果、ゆめドームうえのの設置目的(スポーツ振興・文化向上)を継承しつつ、新しい公共(地域の住民・団体による公共サービスの提供)の考え方も取り入れた検討すべき事業スキームを、次の二つに整理しています。

【検討すべき事業スキーム】(別表の太枠)

- a PFI (R0) 方式
- b 民間移譲(売却)

(2) 調査結果に基づく県有施設見直しの検討方針

見直しの方向性及び民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、ゆめドームうえのの県有施設見直しの検討方針を次のとおりとします。

【検討方針】

ゆめドームうえのの設置目的(スポーツ振興・文化向上)の継承を前提に、残すべき施設機能を条件として、県の財政負担額が低く、運営面における民間の主体性が高い順に、民間移譲(売却)、PFI (R0) 方式の順で検討する。

なお、入札不調など何らかの原因で民間移譲(売却)ができなくなった場合は、その時点で、指定管理期間を延長するなどし、PFI (R0) 方式の検討に移ります。

3 今後のスケジュール(落札者がある場合の想定)

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 令和3年1~2月 | 土地・建物の鑑定評価(鑑定手数料を12月補正予算に計上) |
| 令和3年2~3月 | 全員協議会及び常任委員会で県有施設見直しについて報告 |
| 令和3年8~10月頃 | 入札公告、落札決定 |
| | ※三重とこわか国体に支障がないよう留意します。 |
| | ハンドボール: 9/25~9/29、剣道: 10/2~10/4 |
| 令和3年11月 | 売買契約締結議案を県議会に提出 |
| 令和4年4月 | 施設引き渡し |

(別表) 検討すべき事業スキーム

	現行	PFI (RO:改修・管理運営一体型) 方式 ※指定管理			民間移譲 (売却)
活用範囲等	県有地	県有地	県有地+市有地	県有地 (第2競技場解体)	県有地
事業手法等	指定管理	PFI (RO) 方式	PFI (RO) 方式+ 付帯事業	PFI (RO) 方式+ 付帯事業	売却
概念図			<p>※市有地の活用については市との調整が必要</p>		
建物の所有者	県	県	県・伊賀市・民間	県・民間	民間
土地の所有者	県	県	県・伊賀市	県	民間
今後20年間の 県財政負担額	約32億円	約28億円	約28億円	約23億円	0億円
県収入	なし	なし	借地料	借地料	売却収入

1 三重県立ゆめドームうえのの施設概要

三重県立ゆめドームうえのは、「住む」、「働く」、「学ぶ」、「憩う」の複合的な機能を備える「ゆめポリス伊賀」の核となる交流施設として、県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図ると共に文化の向上等に資することを目的に、平成9年12月に開館しました。

項目	内容
築年数	23年(2020年現在)
供用開始年月	平成9年12月
建物構造	鉄筋コンクリート造、2階建て
用途地域等	近隣商業地域(容積率80%、建ぺい率200%)
敷地面積	15,000㎡
建築面積	6,777㎡
延床面積	8,080㎡
駐車場	無料駐車場98台(障がい者用6台)
主な諸室	<p>■第1競技場(1,750㎡)</p> <p>◇競技部分 バスケットボールコート2面、バトミントンコート8面、卓球20面、ハンドボールコート1面</p> <p>◇観客席(1階可動席500席、2階固定席1,100席)</p> <p>◇ステージ、会議室、更衣室、放送室など</p> <p>■第2競技場(714㎡)</p> <p>◇競技部分 バスケットボールコート1面、バトミントンコート2面、卓球6面、バレーボールコート(6・9人制)1面</p> <p>◇観客席(2階固定席300席)</p> <p>◇軽運動室、トレーニング室、更衣室、放送室など</p>
施設利用者数 (直近3年間)	平成29年度:110,419人 平成30年度:121,129人 令和元年度:119,547人
事業費	用地購入費:870,000千円 調査設計費:91,000千円 建設費:3,579,250千円

〔これまでの管理状況〕

平成9～17年度 上野市が県から委託を受け管理
 平成18～28年度 伊賀市が指定管理者として管理
 平成29～令和3年度 日本環境マネジメント(株)が指定管理者として管理

2 三重県財政の健全化に向けた集中取組 平成29～31年度（抜粋）

（6）維持管理費の抑制

見直しの方向性

県管理の施設・設備や情報システムにかかる維持管理費は、110～120億円台（一般財源ベース）の規模で推移し、やや増加傾向にあります。

現下の県財政の状況や今後の人口減少の進展等も踏まえ、当該施設・設備や情報システムを引き続き県が保有・管理するのかどうか、施設の運営形態が効率的かどうかなどについて検討し、その検討結果を生かして、維持管理費総額の抑制を図ります。

また、施設の運営費については、様々な工夫を行い、節減を図ります。

具体的取組

短期的取組

- ① 県有施設等の必要性とその管理のあり方の検討を踏まえた見直し
〈検討の視点〉
 - i) 公の施設等の公共施設
 - ・施設において実施されている事業そのものの必要性について、改めて検討
 - ・そのうえで、県として実施する事業の必要性が薄れた施設や、利用実績が低調又は空スペースの多い施設については、廃止又は統合することも含めて見直し
 - ・官と民、県と市町との役割分担の観点から、県以外の主体に移譲することができないか検討
 - ・引き続き県として施設を運営する場合でも、機能を見直すことができないか、また、運営費の縮減のため、外部委託等の活用を更に図ることができないか検討
 - ii～iv) 省略
- ② 県有施設等においては、光熱水費等のより一層の節減と外部委託等の更なる推進等により、維持管理費を削減

中期的取組

- ③ 県有施設等のあり方の検討を踏まえた施設・設備、備品、情報システムの保有や運営形態等の見直し

3 第三次三重県行財政改革取組 令和2～5年度（抜粋）

4 具体的取組

～県財政の健全化に向けて～

【持続可能な行財政運営の確保】

（2）多様化する県民ニーズに応えるための取組の推進

- ・（省略）これまで検討してきた県有施設見直しの推進を図ります。

➤県有施設見直しの着実な推進

2 新型コロナウイルス感染症に係る公共交通の現状と今後の取組について

1 生活交通（地域鉄道・在来線およびバス）について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

①伊勢鉄道

地域鉄道のうち、伊勢鉄道については、県内の広域的な交通体系全体に影響を及ぼすことから、県は沿線市町、企業とともに第三セクターとして株式会社を設立（県出資比率 40%）し、沿線市町とともに設備整備等を支援しています。

同鉄道（河原田駅～津駅 22.3 km）は、第三セクター鉄道として昭和 62 年 3 月の運行開始以降、地域住民の通勤、通学における移動手段として大きな役割を担っているほか、「特急南紀」「快速みえ」が通ることで、名古屋と中南勢、東紀州地域を結ぶ大動脈の一翼も担ってきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 4 月から 9 月までの乗車人員実績は、「特急南紀」で対前年比 78%減、「快速みえ」で同 72%減、普通列車を含めた全体でも同 59%減となるなど、極めて深刻な打撃を受けています。

伊勢鉄道株式会社では資金繰りのための借入や更なる経費節減努力を行っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、令和 2 年度以降の同社事業はかつてない規模での大きな損失の発生が避けられない見通しです。

このため同社が直面する経営上の困難を乗り越え、安全運行を継続していくため、県と沿線等 15 市町（※）が平成 28 年度から令和 10 年度までの「中期安全設備整備計画」に基づく設備整備のために積み立てた三重県地域交通体系整備基金（以下「基金」と言う。）により緊急的に経営支援を行う方向で、協議・調整を行っています。

（※）伊勢鉄道、紀勢本線、参宮線の沿線で JR の駅がある 15 市町

伊勢鉄道の実績概要（対前年同月比）

内 訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計
乗 車 人 員	普 通	42.4%	58.5%	82.5%	75.8%	76.2%	70.9%	67.3%
	快速みえ	16.6%	13.0%	33.7%	38.8%	29.4%	41.0%	28.3%
	特急南紀	9.2%	7.4%	31.2%	34.0%	21.7%	39.4%	22.3%
	合 計	25.0%	27.3%	51.4%	51.3%	43.0%	52.2%	41.2%
運 賃 収 入	普 通	48.5%	61.6%	77.9%	77.2%	72.2%	71.6%	67.9%
	快速みえ	15.3%	15.1%	33.7%	31.8%	29.8%	35.9%	26.7%
	特急南紀	8.5%	7.9%	24.9%	30.3%	22.2%	34.9%	20.8%
	全 体	19.9%	22.3%	41.4%	40.0%	35.5%	42.7%	33.3%

※交通政策課の聞き取りによる

②地域鉄道・在来線

伊勢鉄道を除く地域鉄道（養老鉄道、三岐鉄道、四日市あすなろう鉄道、伊賀鉄道）に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年7月～9月の実績で乗車人員が昨年同月比10%減から33%減となっており、「関西本線」や「名松線」、「紀勢本線」などの在来線についても、利用者の減少が課題となっています。これまでも利用者は減少傾向にあった中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響が重なり、路線によっては減便等も危惧されています。

地域鉄道の乗車人員（対前年同月比）

	7月	8月	9月
養老鉄道	非公表	非公表	非公表
三岐鉄道 三岐線	90%	84%	67%
三岐鉄道 北勢線	85%	80%	67%
四日市あすなろう鉄道	約88%	約82%	約77%
伊賀鉄道	約83%	約84%	約71%

※交通政策課の聞き取りによる

③バス

県内の路線バスはおおむね平常ダイヤでの運行が継続されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う移動自粛や、自家用車への移行などにより、利用者が大きく減少し、今年8月の乗合バスの収入実績では昨年同月比38%減となっています。

今後も急速な回復が見込めない情勢下、乗合バス事業者は過去に経験のない規模で経営が悪化しており、バス路線の維持・確保が危ぶまれています。

	6月	7月	8月
乗合バスの収入状況 (対前年同月比)	57%	66%	62%

※高速バスを除く

※乗合バスとは、路線バスを運行する5社（三重交通株式会社、三重急行自動車株式会社、八風バス株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社、三岐鉄道株式会社）

(2) 交通事業者の取組に対する県等の支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内における公共交通の利用者が大幅に減少し、厳しい経営状況となっていることから、県では、利用者および乗務員等の感染予防、感染拡大防止対策として、交通事業者の取組を支援するため、マスク、消毒液などの購入費用を補助するとともに、車両内の抗菌・抗ウイルス対策を行っています。

また、公共交通機関の安全・安心を周知するためのポスター、ステッカーやチラシを交通事業者と連携しながら作成、活用し、利用回帰に向け幅広く呼び掛けを行っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減便等を行わずに、従前相当の輸送力を維持するなどの運行を行う交通事業者に対し、国の補助制度に県が独自に上乘せした支援や、公共交通機関の利用回帰に向け、交通事業者が実施する割引企画などの取組にかかる費用を支援しています。

県の感染症対策にかかる交通事業者支援

(令和2年12月7日時点)

取組内容	予算額	対応状況
マスク・消毒液等の購入費用支援 ・補助額 15,000円/1台 (県10/10)	34,102千円 (6月補正 その2)	補助申請期間：令和2年7月10日 ～令和2年9月30日 補助実績：鉄道事業者5件 バス事業者3件 タクシー事業者28件 航路事業者2件
抗菌・抗ウイルス対策等の支援 ・補助額 国庫補助額(国1/2)の1/2	10,032千円 (6月補正 その2)	補助申請期間：令和2年10月23日 ～令和3年2月26日 補助申請受付中 (現在：離島航路事業者1件)
ポスター等の作成・活用など、利用回帰を促す啓発事業 ・県事業	2,000千円 (6月補正 その2)	・ポスター作成・掲出(令和2年8月～) ・チラシ・ステッカー作成・配布 (令和2年10月～) ・WEBによる啓発(令和2年12月予定) (安全安心対策の紹介や利用促進の啓発)
実証運行にかかる費用への支援 ・補助額 国庫補助額(国1/2)の1/2 ・補助対象経費：密を回避するため、従前相当の輸送力維持に要する費用	30,750千円 (9月補正)	補助申請期間：令和2年10月23日 ～令和3年2月26日 補助申請受付中
利用回帰の取組にかかる費用への補助 ・補助額 上限350万円(県1/2) ・補助対象経費：割引企画・ポイント上乘せ(上限300万円)、PR等(上限50万円)に要する経費	15,000千円 (9月補正)	補助申請期間：令和2年10月23日 ～令和2年12月28日 補助申請受付中(現在：航路事業者1件)

(3) 国への要望

交通事業者が、安全運行に必要な不可欠な設備整備などに取り組めるよう県としてもこれまで様々な機会を捉え、国に対し要望を行いました。

時期	主な要望	要望内容
4月	新型コロナウイルス感染症の猛威から、県民の“命・健康”“生活”を守り抜くための緊急要望	各種補助制度の基準緩和や拡充
5月	「“命”と“経済”の両立をめざす「みえモデル」	各種補助制度の基準緩和や拡充
6月	「新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、“命”と“経済”の両立をめざすための緊急要望」	補助制度の見直しや、減収分に対する必要な財政支援、地方創生臨時交付金について年度間流用や基金造成など
11月	令和3年度予算の確保に向けた国への要望	社会インフラとしての地域鉄道の確保・支援の拡充及び地方のバス交通の維持・拡大のための支援(各種補助制度の拡充や減収分に対する必要な財政支援など)

要望の結果、国においては、

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）のバス運行補助にかかる要件において、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減少しても補助対象外とはしないことなどの緩和等
- ・地域公共交通における感染拡大防止対策として、駅・車両等の衛生対策や車内等の密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業への支援が行われることとなりました。

(4) 今後の対応

①伊勢鉄道について

引き続き、県と沿線等 15 市町が協議・調整を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による損失額に対し、覚書を締結した上で、基金による緊急的な経営支援を行う予定です。支援額については伊勢鉄道株式会社の決算状況や経営改善に向けた取組状況等をふまえ、県と沿線等 15 市町が協議のうえ毎年度決定するものとし、支援期間は、令和2年度運行分から3箇年度分を限度とする方向で調整しています。

また、支援を行ったことにより将来見込まれる基金の残高不足への対応や、次期設備整備計画を含めた今後の支援のあり方等について、別途県と同社に係る市町で検討を行っていきます。

②地域鉄道・在来線およびバスについて

現在もなお、新型コロナウイルス感染症の影響は、予断を許さない状況にあることから、厳しい経営状況に直面している交通事業者を支援するため、地域鉄道およびバス事業者が実施する感染拡大防止対策や利用回帰対策などに必要な経費への支援を引き続き行いたいと考えています。

また、安全運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう各種補助制度のさらなる基準緩和、拡充や、減収分に対する必要な経営支援について引き続き、国に対し、要望してまいります。

さらに、利用促進について、県内公共交通機関の安全安心対策に関する啓発を交通事業者と連携しながら継続して実施するとともに、地域鉄道および在来線に対しては、新型コロナウイルス感染症の収束を見極めながら、「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」や、「関西本線整備・利用促進連盟」および「JR名松線沿線地域活性化協議会」を通じ、沿線市町や関係府県等と連携し、利用回帰・利用促進に向けた取組を進めていきます。

2 広域交通（中部国際空港、津エアポートライン、伊勢湾フェリー）について

（1）現状・課題

①中部国際空港

中部国際空港においては、令和元年度に、愛知県国際展示場やLCC向け第2旅客ターミナルの供用を開始するとともに、同年度の実績では、航空旅客数が1,260万人、航空機発着回数が11.3万回となり、ともに過去最高を記録したところでした。

こうした中、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により航空旅客数、航空機発着回数が大きく減少し、厳しい経営状況となっています。また、同空港を拠点とするLCCでは、収益の見通しが立たない理由などから事業廃止や運休などを余儀なくされており、第2旅客ターミナル発着の国際線旅客便は、現在、全便が運休となっています。

中部国際空港の実績概要（対前年同月比）

	7月	8月	9月	(参考) 2019年度末
航空旅客数	14%	14%	17%	1,260万人
うち国際線	0%	0%	0%	619万人
うち国内線	29%	27%	31%	640万人
航空機発着回数	33%	47%	33%	11.3万回
純利益※	—	—	—	47.4億円

※親会社株主に帰属する当期純利益

②津エアポートライン

中部国際空港と津なぎさまちとを高速船により約45分で結ぶ津エアポートラインにおいては、令和元年度の実績では、約27万7千人の利用がありましたが、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う同空港の大幅な利用者減等により、同船の利用も大きく減少していることから、令和2年7月22日から通常1日30便のところ20便程度を減便した運航となっています。また、これに伴い、同社の経営も厳しい状況となっています。

津エアポートラインの実績概要（対前年同月比）

	7月	8月	9月	(参考) 2019年度末
利用者数	9%	10%	11%	277,326人
出航便数	264便	310便	280便	9,504便

③伊勢湾フェリー

鳥羽市と愛知県田原市の伊良湖とを約55分で結ぶ伊勢湾フェリーにおいては、令和元年度の実績では、約34万3千人の利用がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バスをはじめ大幅に利用が減少していることから、令和3年3月31日までの間、通常一日16便のところ2便程度を減便した運航体制となっています。また、これに伴い、同社の経営も厳しい状況となっています。

伊勢湾フェリーの実績概要（対前年同月比）

	7月	8月	9月	(参考)2019年度末
バス	6.3%	7.8%	14.3%	2,215台
乗用車	62.0%	41.5%	73.4%	83,158台
トラック	85.2%	84.7%	90.3%	2,835台
二輪車	58.1%	94.0%	96.4%	12,035台
利用者数	43.6%	33.7%	59.6%	342,582人

(2) 交通事業者の取組に対する県等の支援

県では、中部国際空港に対して、「中部国際空港利用促進協議会」を通じ、同空港の感染防止対策などを紹介する新聞広告やポスターの掲出および動画作成にかかる経費を支援しています。

また、地域鉄道やバスなどの生活交通と同様、津エアポートラインに対し、感染拡大防止対策への支援や、従前相当の輸送力を維持するなどの運行を行った場合、国の補助制度に県が独自に上乗せした支援を行うとともに、同社および伊勢湾フェリーに対し、マスク・消毒液等の購入支援や公共交通機関の利用回帰に向け、交通事業者が実施する割引企画などの取組に係る費用に対する支援に取り組んでいるところです。

(3) 今後の対応

①中部国際空港

中部国際空港については、新型コロナウイルス感染症の収束後の展開を見据えて、「中部国際空港利用促進協議会」の活動を通じ、本県へのインバウンドの増加等に資する利用促進・需要拡大の取組を進めるとともに、同空港の厳しい経営に対する特段の配慮などについて、先般、同空港から示された中間決算の状況などを踏まえ、同空港が求める支援策について、引き続き、東海三県一市等で検討を進めていきます。

②津エアポートライン

津エアポートラインについて、新型コロナウイルス感染症の収束後の展開を見据えて、「海上アクセス利用促進調整会議」の活動を通じ、利用促進策等について協議を行うとともに、津市等と連携を密に、安定的かつ持続的な運航に向けた支援について検討を行います。

③伊勢湾フェリー

伊勢湾フェリーについて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は減少したものの、新たな修学旅行需要やGoToキャンペーンの活用などにより、利用実績に回復の動きもみられることから、関係する鳥羽市、愛知県、田原市と連携を密にして、引き続き利用回帰等にかかる同社の取組への支援を進めていきます。

伊勢鉄道株式会社の概要

(1) 第三セクター設立の経緯

伊勢鉄道（河原田駅（四日市市）～津駅（津市） 22.3 km）は、旧国鉄の伊勢線として昭和 48 年 9 月に営業を開始しました。

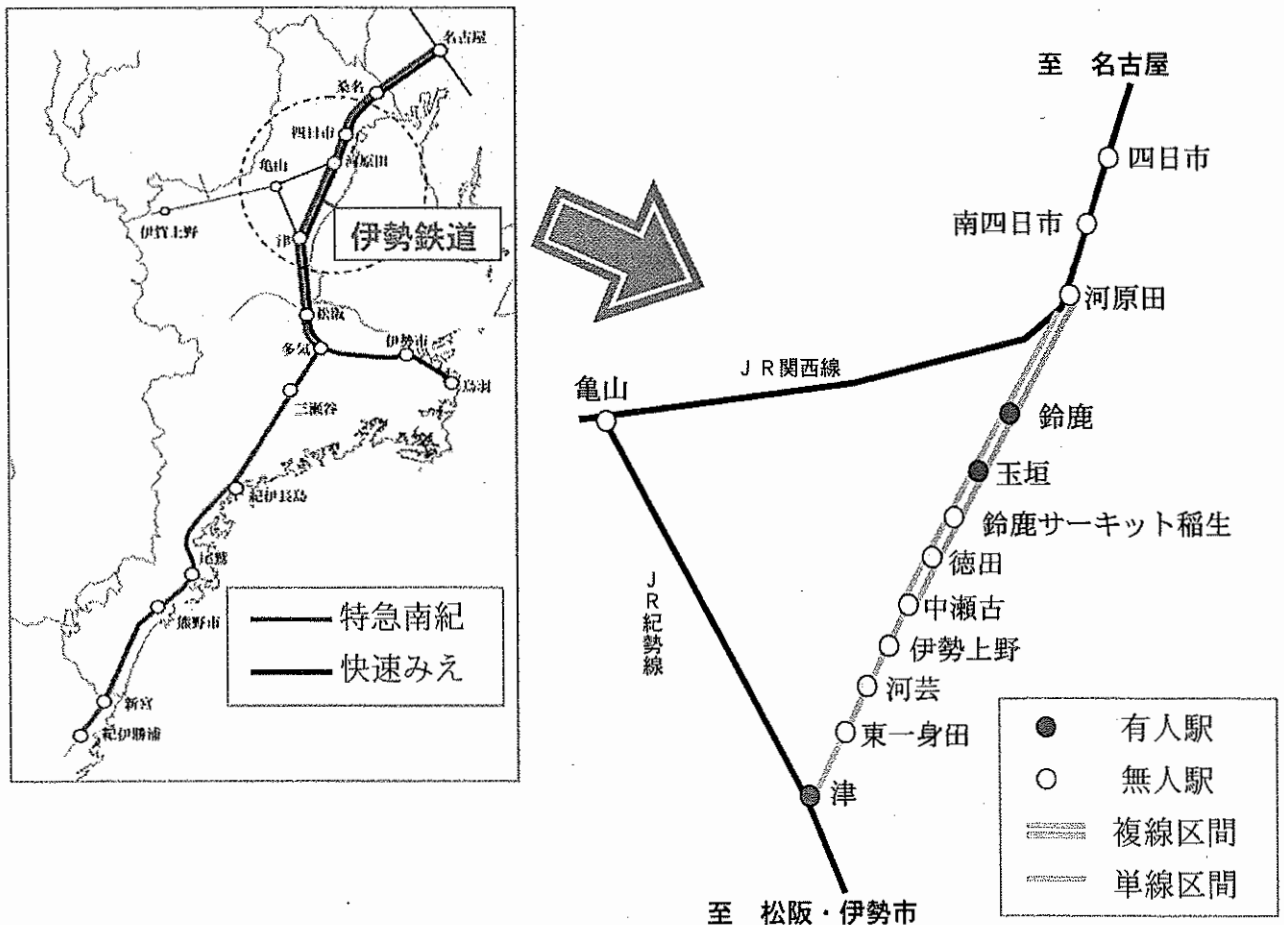
昭和 59 年に伊勢線が日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき廃止の対象となった際、地元発意として存続させることになり、県・沿線等市町及び民間企業の支援を得て、第三セクター鉄道として昭和 62 年 3 月に営業を開始しました。

(2) 伊勢鉄道の役割

現在、「特急南紀」が 1 日 8 本（4 往復）、「快速みえ」が 1 日 26 本（13 往復）、普通列車が 1 日 43 本（平日ダイヤ、一部区間のみの列車含む）運転されており、地域住民の通勤通学における移動手段として大きな役割を担っているほか、名古屋や北勢地域と伊勢・鳥羽方面、並びに東紀州地域を結ぶ幹線鉄道網の一翼を担っています。

平成 30 年度実績では、輸送人員が約 171 万人、旅客収入が約 5.5 億円でした。

伊勢鉄道 路線図



(3) 出資の状況

昭和 61 年の伊勢鉄道会社設立時に県と伊勢線沿線、紀勢本線沿線の市町村及び賛同企業が計 20 億円（県 8 億円、市町村 8 億円、賛同企業 4 億円）を、平成 4 年度には河原田～中瀬古間の複線化工事実施にあたって県と参宮線沿線市町村及び賛同企業が計 1.6 億円（県 6,400 万円、市町村 1,650 万円、賛同企業 7,950 万円）を出資しました。

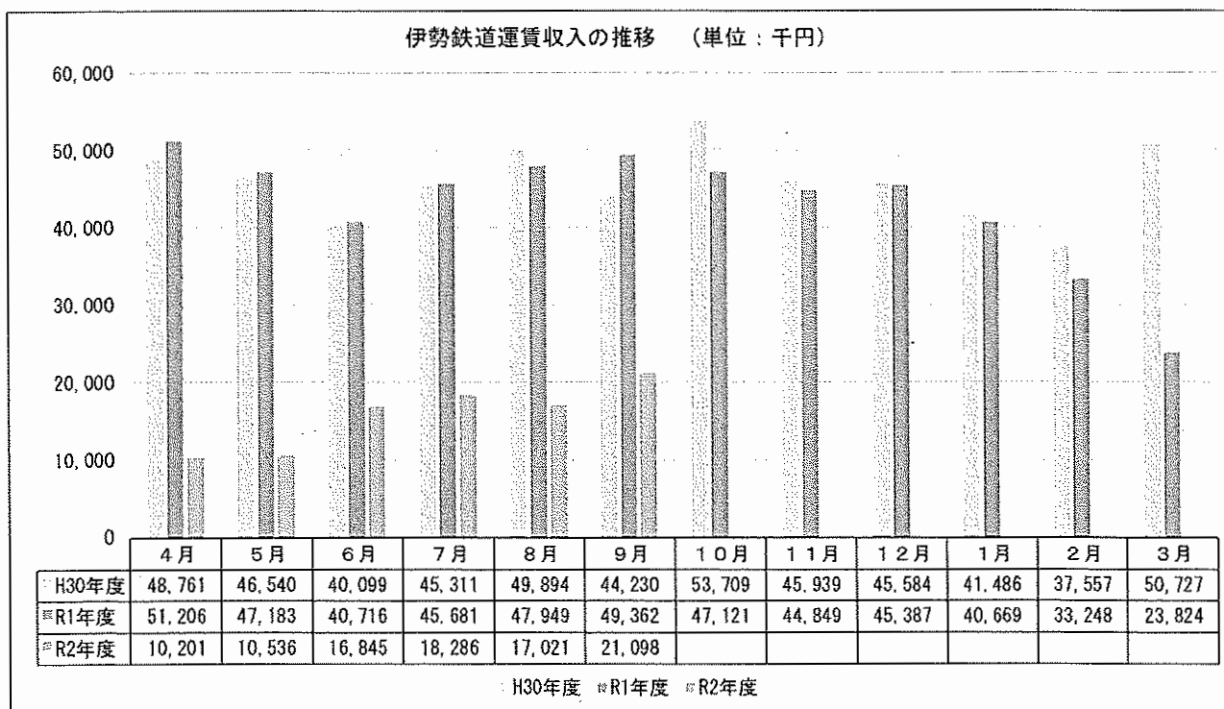
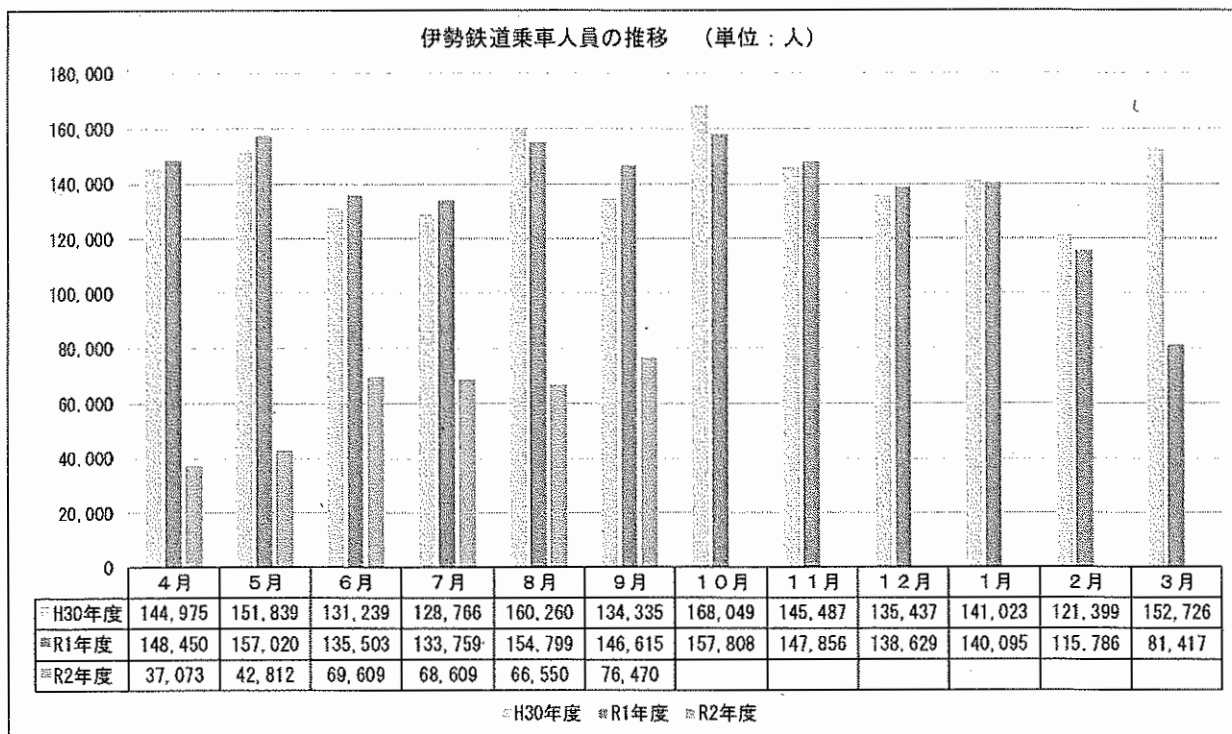
この結果、令和元年度末時点での伊勢鉄道株式会社の資本金は 3.6 億円（発行株式数 7,200 株）、株主は 36 団体（自治体 17、民間 19）となっています。

(4) 三重県地域交通体系整備基金の設置

昭和 62 年に鉄道施設整備等（経営により生じた経常損失額の補てんを含む）の財源とするため、「三重県地域交通体系整備基金」（以下「基金」）（8 億円：県 2 億円、市町 2 億円、賛同企業 1 億円、国からの転換交付金 3 億円）を設置しました。

また、平成 28 年度には、「中期安全設備整備計画（平成 28 年度～令和 10 年度）」実施のため、県と沿線等 15 市町により計 10 億円（県 5 億円、市町 5 億円）の積み増しを行いました。

(5) 乗車人員及び運賃収入の推移



県内交通事業者への各種補助にかかる対象事業者一覧

	県単独で実施		国と協調により実施	
	マスク・消毒液など消耗品の購入 経費支援(6月補正その2)	利用回帰への取組にかかる経費 支援(9月補正)	抗菌対策にかかる経費支援(6 月補正その2)	実証運行にかかる経費支援(9 月補正)
鉄道事業者(養老、三岐、四 日市あすなろう、伊賀、伊勢 の5者)	○(対象)	○(対象)	○(対象)	○(対象)
バス事業者(三重交通、三交 伊勢志摩交通、三重急行自 動車、八風バス、三岐鉄道の 5者)	○(対象)	○(対象)	○(対象)	○(対象)
航路事業者(伊勢湾フェリー の1者)	○(対象)	○(対象)	×(対象外)	×(対象外)
航路事業者(津エアポートラ イン、志摩マリンレジャー(離 島航路)の2者)	○(対象)	○(対象)	○(対象)	○(対象)
タクシー事業者(約50者)	○(対象)	○(対象)	×(対象外)	×(対象外)
備考	みえモデル 「I 県民の命を守り抜く感染拡大 の防止」 ＜第2ステージ＞ (4)事業者における感染拡大の 防止策への支援	みえモデル 「IV安全・安心な暮らしの再構築」 ＜第2ステージ＞ (2)地域交通の維持・確保	みえモデル 「I 県民の命を守り抜く感染拡 大の防止」 ＜第2ステージ＞ (4)事業者における感染拡大の 防止策への支援	みえモデル 「I 県民の命を守り抜く感染拡大 の防止」 ＜第2ステージ＞ (4)事業者における感染拡大の 防止策への支援

※その他利用回帰に向けたポスター作成による支援については、県内交通事業者に加え、JRと近鉄に対しても実施

3 交通政策について

1 高齢者等の移動手段の確保等に向けた地域モデル事業について

(1) 進捗状況

近年、高齢運転者による交通事故の多発が社会問題化し、運転免許の返納件数が、平成27年の2,199件から令和元年は8,149件と大幅な増加傾向にある中、免許返納後の日常生活の移動手段の確保が求められています。

こうした課題に対応するため、高齢化が進む郊外型団地などの都市部や、交通不便地域における移動手段の確保をめざし、福祉分野等との連携、自動運転技術をはじめとする次世代モビリティ等を活用した取組をモデル事業として、市町や交通事業者等と実施しています。

<モデル事業選定：4事業>

① 桑名市次世代モビリティ推進事業（実施主体：桑名市）

- ・実施日時 令和2年9月26日（土）～9月28日（月）
- ・運行距離 2.5km（大山田団地内を周回）
- ・技術レベル 自動運転レベル2（緊急時対応のテストドライバー乗車）
- ・実験車両 群馬大学所有の小型車両
- ・実証のポイント バス停での乗降シミュレーション、坂道での安定走行、三重交通のバス運転手による運転
- ・参加者数 190人

② AI配車システムを活用した「かめやまのりあいタクシーのりかめさん」実証運行事業（実施主体：亀山市）

- ・AI配車システムを導入した実証実験を令和3年1月頃に実施予定

③ 寝屋子の島 答志島高齢者等移動手段確保事業（実施主体：鳥羽市）

- ・令和2年7月から実証実験を実施中
- ・利用実績（7月：83人、8月：56人）

④ 紀北町新交通システム実証事業（実施主体：紀北町）

- ・令和2年10月からAI配車システムを導入した実証実験を実施中
- ・利用実績（10月：263人、11月：272人）

※電話予約を受け、AI配車システムを活用した実績数

また、次世代モビリティ等の試乗会や移動に関するセミナーの開催により、高齢者をはじめとする県民の皆さんが次世代モビリティ等を活用し楽しみながらこれからの移動手段について理解を深めていただく機会を提供したところ、69名の参加者がありました。

(2) 今後の取組

令和2年度の取組について、市町や事業者等と検証を行い、成果をマニュアルとして取りまとめ、他市町にその活用を働きかけることにより、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。

来年度は、福祉と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組に非接触・無人化などの新しい生活様式への対応の実践等の視点を加え、車を持たない高齢者などの円滑な移動のための取組を進めるとともに、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図りたいと考えています。

2 リニア中央新幹線について

(1) 現状・課題

リニア中央新幹線について、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手時期が近づいてきたことから、今年7月に開催しましたリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会（以下、「県同盟会」という。）総会において、知事から市町に対し、今年中に駅位置選定にかかる提案をいただくようお願いをしたところです。これにより本県のルート・駅位置の早期確定に向けた取組は新たなステージに入ったものと考えています。

また、環境アセスメントの円滑な着手に向け、引き続き、JR東海の名古屋以西準備担当部門との意見交換を積極的に行っています。

加えて、環境アセスメントをはじめとするリニア事業に対する県民の皆さん等の理解や協力が必要であるため、一層の気運醸成を図る必要があります。

(2) 今後の取組

今後は、県同盟会において各市町と駅位置候補の検討を重ね、ルート・駅位置の早期確定につなげて行きたいと考えています。

本県が想定する今後のスケジュール

時期	主な取組	概要
2021年	有識者への意見聴取	候補地ごとの地域特性や利便性などを伺い、その結果をもとに県同盟会の各市町と検討
2022年頃	県同盟会総会で決議	環境アセスメントが着手される前年までに県同盟会総会で駅位置候補を決議し、JR東海に要望
2023年頃	JR東海による環境アセスメントの着手	名古屋・大阪間のルートが20km幅から3km幅に絞り込まれ、駅位置が5kmの範囲円で明示

啓発活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学生を対象とした夏休み親子学習会や多くのイベントが中止となりましたが、イオン津南での公共交通啓発イベントや、高校生によるリニアをテーマとした研究活動への協力を行ったところです。また、リニアが三重県に来ることを知っていただき、その効果を感じていただくための動画を作成しているところです。今後も、感染症の状況を注視しながら、引き続き効果的な啓発を行い、県民の皆さんへのリニア中央新幹線に対する気運醸成を図ります。

3 改正地域公共交通活性化再生法の概要について

(1) これまでの経緯

平成 19 年 地域公共交通活性化再生法成立

地域公共交通の活性化と再生のため、地域における主体的な取組や創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進することを目的に、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「地域公共交通活性化再生法」という。）が成立。

- ・市町村が主体となった幅広い関係者の参加による協議会の設置
- ・「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度の整備

平成 26 年 同法改正

- ・まちづくりと連携し面的な公共交通ネットワークを再構築するため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として地方公共団体による作成が可能と規定
- ・バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設
- ・「地域公共交通再編事業」実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより計画の実現を後押しする制度を整備

※令和 2 年 11 月末時点 「地域公共交通網形成計画」策定市町等数 12

(2) 令和 2 年の法改正

改正地域公共交通活性化再生法は、令和 2 年 6 月 3 日に公布され、11 月 27 日に施行されたところです。主な改正内容は、以下のとおりです。

- ・地域が自ら地域の交通をデザインするために、「地域公共交通網計画」を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体による作成を努力義務化
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源も計画に位置づけ
- ・輸送資源の総動員による移動手段確保のため、「地域旅客運送サービス継続事業」を創設し、維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続

(3) 今後の取組

改正地域公共交通活性化再生法の運用にかかる情報収集に努め、「地域公共交通計画」の策定や「地域旅客運送サービス継続事業」の活用について、地域公共交通会議等の機会を通じ、市町に情報共有・助言するとともに、県としての取り組むべき課題について国とも連携しながら検討を進めます。

「三重県高齢者等の移動手段の確保等に向けた地域モデル事業」の各取組

県内4市町の先駆的な取組を令和2年度における地域モデル事業として選定しました！

桑名市次世代モビリティ推進事業(桑名市) 【次世代モビリティ等活用】

<現状・課題>

大山田地域は、高齢化や今後のバスの運転士不足などの課題を抱え、生活路線の維持が必要である状況。

<取組内容>

・同地域において、特に維持確保が必要な既存バス路線の一部を自動運転バスの実証実験における走行ルートとし、現在バスを運転している運転手等による実証実験を行うことで、現在のバス運行の将来的な代替手段としての自動運転バスの可能性や導入に当たっての課題について検証。

・実証実験を通して、地域における自動運転バスの受容性やニーズについても把握。

・実証実験時期：令和2年9月26日～28日

<ポイント>

・高齢化等への対応として、自動運転バス導入に向けた実証実験の実施。



寝屋子の島 答志島高齢者等移動手段確保事業(鳥羽市) 【福祉分野等との連携】

<現状・課題>

・答志島では、人口減少や後継者不足により閉店する店が多くなる一方で、高齢化により自家用車を運転できる住民が少なくなり、また公共交通機関もない状況。

・答志和具地区の民間医療機関が令和2年3月末で閉院となったことにより、移動手段を持たない高齢者が島内唯一の桃取地区の診療所に通院することが必要な状況。

<取組内容>

・地元町内会(予定)が市の公用車による移送を行い、島内の移動手段を持たない住民の通院など移動需要に対応。

・実証実験期間：令和2年7月～令和3年2月(予定)

<ポイント>

・市の健康福祉分野が町内会(予定)と連携し、公用車による移送を行い、高齢者の島内唯一の桃取診療所への通院などの移動需要に対応。

紀北町新交通システム実証事業(紀北町) 【次世代モビリティ等活用、福祉分野等との連携】

<現状・課題>

町内にタクシー事業者がないため、町が運行主体となり、公用車(軽自動車)を使用してドアツードアのデマンド運送(町内全域)を実施している状況。

<取組内容>

・現状に加え、AI配車システムを導入することにより、効率的な運行の実現と将来的な運行数の増加に対応。

・運行管理・安全管理について三重交通(株)に委託し、運転手の一部は町内の介護タクシー事業者から派遣。

・実証実験期間：令和2年10月～令和3年2月(予定)

<ポイント>

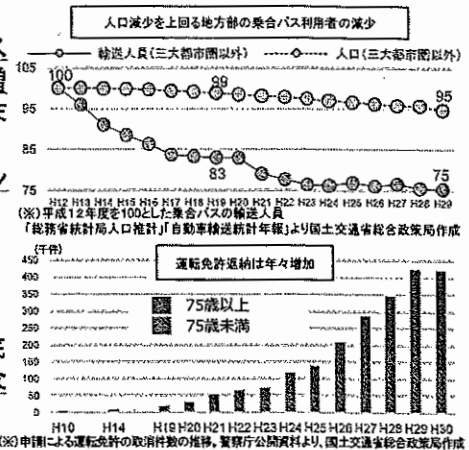
・町内の介護タクシー事業者を活用(運転手を派遣)。

・観光客等が利用しやすいよう、将来的なMaas等の導入も視野に入れた実証実験。

●持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための
 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 <予算関連法律案>

背景・必要性

- 人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。
- 加えて、多様な関係者が連携し、地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。
- 地方公共団体が、交通事業者等と連携して、
 - ①公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員する交通計画を作成
 - ②最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、国が予算面とノウハウ面から支援を行うことで、持続可能な地域公共交通を実現。



法案の概要

地域が自らデザインする地域の交通

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成 (作成経費を補助 ※予算関連)
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施
- 地域における協議の促進
 - ・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し通知



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ①維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続(地域旅客運送サービス継続事業)
- ②過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化
 - ・バス・タクシー事業者がノウハウを活用して協力する制度を創設し、実施を円滑化
 - ・住民のみならず来訪者も運送の対象に加え、観光ニーズへの対応を可能に
- ③鉄道・乗合バス等における貨客混載に係る手続の円滑化(貨客運送効率化事業)



既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ①利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃の設定等を促進(地域公共交通利便増進事業)
 - ②MaaSに参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設 (新モビリティサービス事業)
- ※MaaS: Mobility as a Service

交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の拡充
 - ・多様な関係者の連携による鉄道インフラや物流拠点の整備 (※予算関連)



【目標・効果】地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善、地域の輸送資源を総動員する取組を推進

(KPI)・地域公共交通計画の策定件数	524件	(2019年7月時点)⇒	1,200件	(2024年度)
・地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数	172市町村	(2019年7月時点)⇒	400市町村	(2024年度)
・地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数	46件	(2019年7月時点)⇒	200件	(2024年度)

4 新しい三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組について

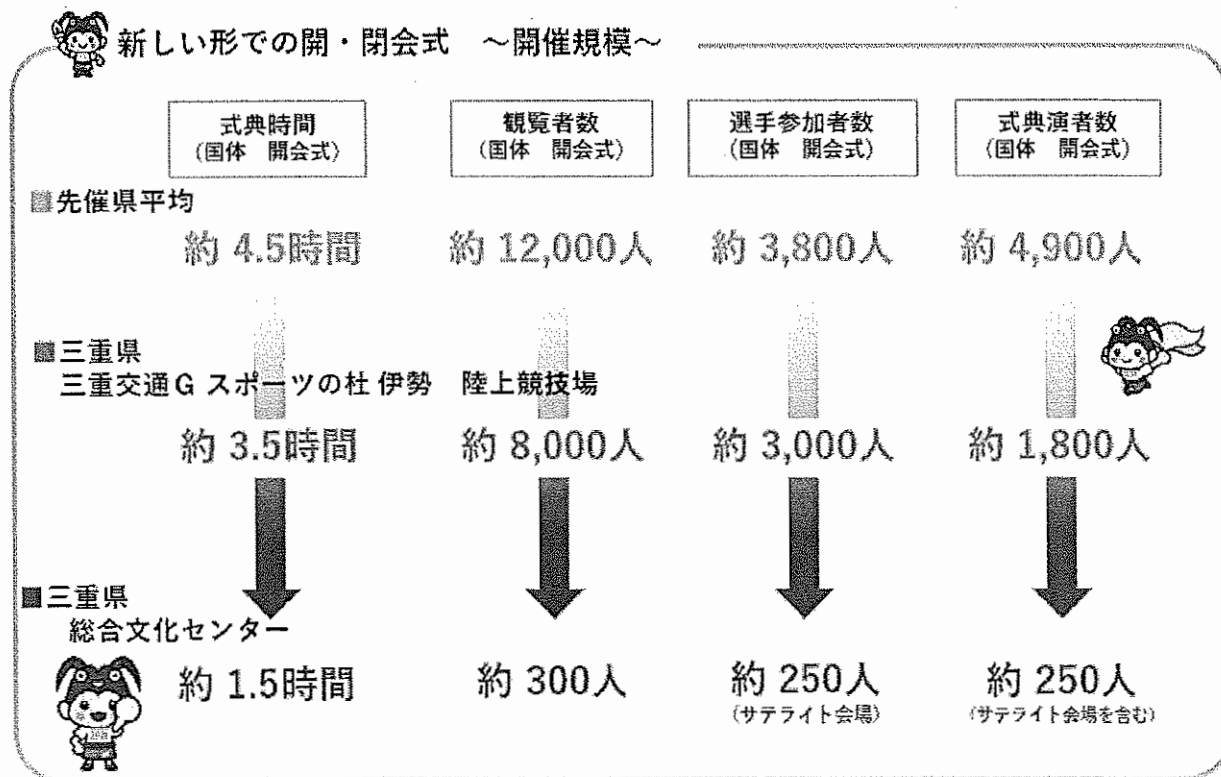
コロナ禍だからこそ、安全・安心に国体・大会を開催できる、新しい国体・大会のかたちを三重から示し、スポーツの持つ素晴らしさや、夢と希望、勇気を県民の皆さんに届けるという使命感を持って、“オール三重”で準備を進めます。

1 新しい国体・大会を目指した見直し

10月14日、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会第3回常任委員会を開催し、「選手ファースト」、「安全・安心な大会運営」、県民力の結集や多様な魅力発信といった「両大会で掲げてきた価値の新たなかたちでの創造」の3つの視点から、開・閉会式の見直しを行いました。

(1) 会場

開・閉会式会場については、密を防ぐ目的から、三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場で8,000人を予定していた観覧者を300人に縮小し、①競技会への影響の排除、②徹底した感染防止対策、③選手や観覧者等の削減、による感染リスクの低減を踏まえつつ、多様な式典演出に対応できる会場を幅広く検討した結果、三重県総合文化センターで実施することに変更しました。




(2) 式典

会場変更後の開・閉会式については、規模を縮小して実施するだけでなく、選手を式典メイン会場から分離し、安全・安心を確保したうえで、デジタル技術を活用して両大会への想いや感動を創出するなど、前例にとられない、国体史上初となる「オンライン式典」を実施します。


現在、過去2年かけて検討してきた計画をゼロベースで見直しており、新たな式次第の作成、式典や式典の前後に実施する各種プログラムの内容・演出方法を検討しています。

【式次第（案）】

○国体・総合開会式（令和3年9月25日）

(変更前)			(変更後)	
12:10	オープニングプログラム	 時間短縮 約200min ↓ 約80min	14:15	式典前プログラム
13:00	式典		14:30	式典
14:15	式典演技		15:08	インターバルムービー
14:47	エンディングセレモニー		15:13	式典演技
(15:26)	(終了)		(15:34)	(終了)

○国体・総合閉会式（令和3年10月5日）

(変更前)			(変更後)	
10:00	オープニングプログラム	 時間短縮 約120min ↓ 約60min	10:45	式典前プログラム
10:55	式典		10:55	式典
11:48	選手団・役員退場		11:36	サンクスプログラム
(12:02)	(終了)		(11:45)	(終了)

※設定時刻については、今後変更の可能性がります。

※大会（開会式：令和3年10月23日、閉会式：令和3年10月25日）についても、上記プログラムを基本にしつつ詳細を検討中です。

2 競技会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(1) 三重とこわか国体

コロナ禍において、国体の各競技会を開催するにあたっては、参加者の安全・安心の確保を最優先とした様々な対策や工夫が求められており、会場地市町や競技団体からは、各競技会の感染防止対策について、県としての統一的な考え方の提示が求められていました。

このことから、11月、県実行委員会では、市町実行委員会及び競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめた「三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を策定しました。

今後、このガイドラインに基づき、会場地市町及び競技団体とともに、安全で安心な競技会運営に向け取り組んでいきます。

(2) 三重とこわか大会

県が主体となって運営を行う大会の各競技会について、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、各競技団体等が定めるガイドラインや国体の県ガイドラインを参考に、標準的な取組を取りまとめた「三重とこわか大会競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を令和3年1月末までに策定する予定です。

大会独自の取組として、実行委員会、競技運営主管団体、選手団それぞれにおける感染対策担当者の設置や、障がい特性等に配慮した環境整備の取組項目などを記載します。

今後、ガイドラインに基づき、会場地市町及び競技運営主管団体と一体となって、安全で安心な競技会運営に向け取り組んでいきます。

3 県民力結集に向けた取組

(1) 情報発信

両大会では、県民の皆さんに「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持っていただくことで、県民力を結集した大会をめざしています。中でも「みる」は、県民の皆さんの関心が最も高く、また、気軽に関わっていただけるものです。

このため、県政だよりをはじめテレビ広報や広報誌などの媒体を活用し、両大会に向けて頑張っている三重県選手の紹介や、競技の見どころなどの情報を発信することで、県民の皆さんの応援ムードを高め、「観戦」というかたちでの参加につなげていきます。

一方、新型コロナウイルス感染症対策として、競技会場では一定の観戦制限が必要となります。競技会場に来場できない県民の皆さんには、テレビの中継などにおいて、県民の皆さんの応援の声を届けることができる、双方向の仕組みを取り入れていきます。

また、国体インターネット動画配信サービス「国体チャンネル」において、全競技会の決勝戦や三重県選手が出場する予選などを中心に配信します。

(2) ところわか運動

両大会を盛り上げていただく県民の皆さんの活動である「ところわか運動」は、学校や企業などさまざまな団体に取り組んでいただいております、県内全域に広がっています。(ところわか運動登録件数 11月30日時点：620件)

これまでは、ところわかダンスを踊る、ポスター等広告物を掲載するなど、機運醸成に向けた取組を中心に実施していただいております、今後は競技会の会場を装飾する取組や、きれいな街で選手をお迎えするクリーンアップ活動など、おもてなしにつながる多くの取組が実施されるよう、市町とともに働きかけていきます。

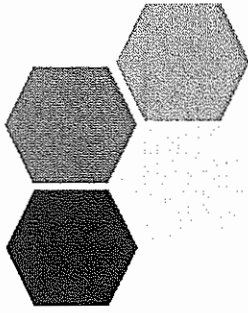
(3) ボランティア

両大会を多くの方々に支えていただくため、主に運営ボランティア、情報支援ボランティア、移動支援ボランティアの3つのカテゴリでボランティアを募集しています。両大会の開・閉会式の見直しに伴い、必要とするボランティアの人数を検討しているところですが、大会の競技会については、大勢の方々のご協力が必要です。

引き続き、運営ボランティアについては、企業等を訪問して協力を依頼するとともに、情報支援ボランティア、移動支援ボランティアについては、県内の手話サークル、地域のろうあ協会、福祉施設等へのより一層の働きかけを行っていきます。

また、応募者に対する研修について、既に開始している情報支援ボランティアに続き、今後、運営ボランティア、移動支援ボランティアについても、円滑なボランティア活動ができるよう、研修を実施していきます。

なお、研修の実施にあたっては、インターネットやDVDを活用するなど、感染症対策を考慮した形式で実施します。



withコロナ時代に勇気と希望を

三重から示す！ 新しい国体・大会のモデル

安全・安心に開催できる コロナ禍における新しい国体・大会を目指して



- P. 1 新型コロナ状況下におけるスポーツイベントの現状
P. 2 両大会の見直し

会場

- P. 3 開・閉会式の見直し
P. 5 会場の変更
P. 7 新たな“とこわか”を実現！
P. 8 開・閉会式の開催規模

式典

- P. 9 新たな開・閉会式のスタイル
P. 10 会場イメージ
P. 11 演出イメージ

ガイドライン

- P. 13 国体競技会 コロナ対策ガイドライン
P. 15 大会競技会 コロナ対策ガイドライン

広報

- P. 16 オール三重の一体感を届けるために

R2.3月～ 東京オリンピック・パラリンピック延期
 →その後、感染高峰出現、インターハイの中止、群馬国体・大会の延期が決定
 R2.7月～ フุตบอล・Jリーグ 入場者数・・・5,000人からスタート
 R2.9月～ フุตบอล・Jリーグ 入場者数・・・会場収容人数の50%に緩和



2021

《三重とこわか国体はどうする?》

日本スポーツ協会ガイドライン
 三重県指針ver.5

一方で

国体は70万人のイベント
 万全の対策が必要

まずは発生防止

- ・選手→スポーツをしていないときのマスク着用、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒、ミーティング等でも3密を避ける。
- ・参加者→マスクの着用、大きな声での応援を避ける、3密を避ける。
- ・施設→収容定員の50%制限厳守、3密にならない工夫、感染防止対策の実施。

など

万が一、
 クラスタが発生したら、どうなる!?

選手 →競技会の中止!
 式典関係者→学校などに波及!
 一般県民 →県内全域に拡大!



三重とこわか国体・三重とこわか大会の見直し

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催にあたって留意すべき事項



専門家の意見

「密を回避すること」
 「クラスターを発生させないため、グループ単位（選手と観客、選手団同士など）での控室の撤去を少なくする工夫を講ずること」
 「万が一、開・閉会式でクラスターが発生しても、競技会が中断できる対応を講ずること」

私たちには、S50三重国体の質実国体、競技本位国体のレガシーがある!

専門家や関係機関と協議

両大会全般にわたる見直しを決断!!

新型コロナ危機を乗り越え、両大会が開催できることを全国に示し、スポーツの力強さ、素晴らしさを三重の地から発信。

上記を実現するために

基本的な考え方

選手ファースト

選手自らの力を十分に発揮できる安全・快適な環境の準備



安全・安心な大会運営

皆さんが安心して競技会を観戦、応援、参加できる大会運営



両大会で掲げてきた価値の新たなカタチでの創造

コロナ禍にあっても、県民力の結集や多様な魅力発信ができる大会



開・閉会式の見直し①

開・閉会式会場には、選手、役員、式典演者、招待者、観覧者など約26,000人（国体：総合開会式）～約14,000人（国体：総合閉会式）が勢揃いし、密が不可避な状態 ※ 人数は過去5年の先催県平均

I 選手ファースト、安全・安心な大会運営の実現のために！！

1 競技会への影響排除

選手を式典会場から物理的に分離！！
開・閉会式会場では競技会を行わない！！



会場の分離

2 徹底的な感染防止対策

式典演者を式典会場から物理的に分離！！
式典演者の3密回避、会場における式典演者の飛沫防止対策！！
全ての客席でソーシャル・ディスタンスの確保！！



3 参加者削減による感染リスクの低減

来場する全ての参加者（選手、役員、式典演者、招待者、観覧者など）を大幅に削減！！
そもそも密な状態を作らない！！

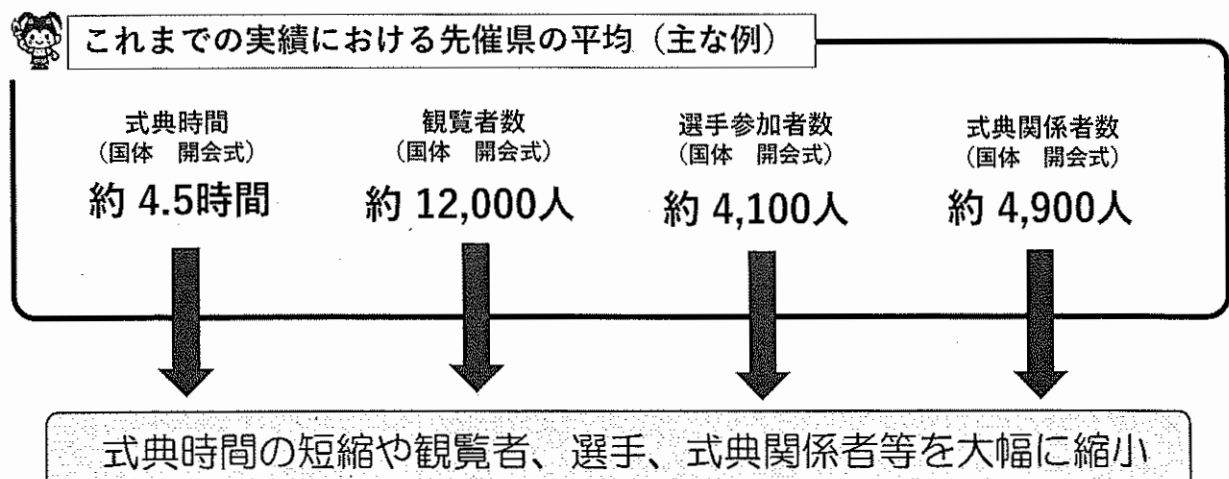


II 両大会で掲げてきた価値の新たなかたちでの創造

映像や情報通信技術を活用することで、両大会への思いや感動を伝える

3

開・閉会式の見直し②



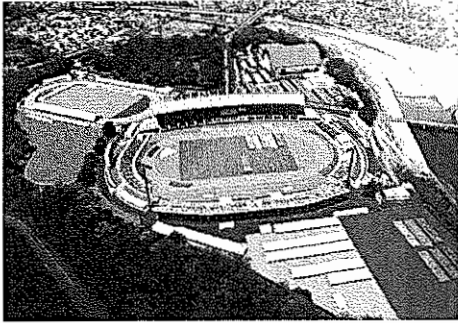
会場及び式典実施方法の変更が必要



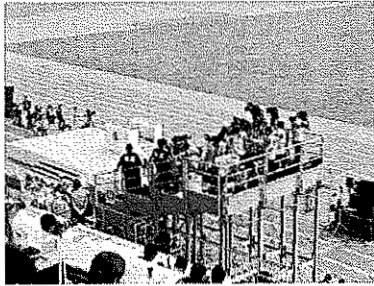
4

会場の変更（変更前）

三重交通G スポーツの杜 伊勢
陸上競技場（伊勢市）



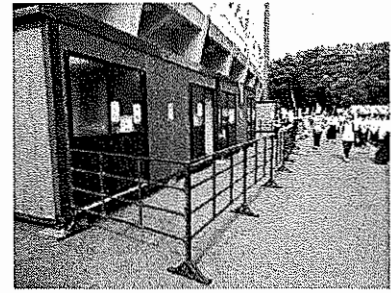
概要	
敷地面積	18.5ha
式典参加人数	約13,000人（国体 総合開会式）※
駐車場	約750台
仮設物	約440個
	ユニットハウス及びテント数
観光客対策	パーク&バスライドの実施



仮設撮影台



ユニットハウス



仮設トイレ

※観覧者数（約8,000人）、選手参加者数（約3,000人）、式典関係者数（約1,800人）の合計

5

会場の変更（変更後）

三重県総合文化センター
大ホール（津市）



施設概要	
敷地面積	6.2ha
収容人数	式典会場：大ホール（1,903席）
駐車場	約1,400台
	中ホール（968席）
	小ホール（285席）
	多目的ホール（383席）
諸室	第1・第2ギャラリー（計1,100㎡）
	この他 活用できる諸室が21室

会場変更による準備の概要

規模縮小に伴い、
既存の諸室での
対応によって仮設設置が
数十個程度に



広い駐車スペース



開・閉会式関係者に
特化した来場者誘導



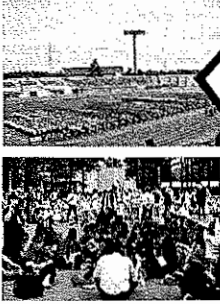
多様な式典演出に対応できる
複合施設を同一敷地内に備えた
県内最大規模のホール



会場変更で新たな“とこわか”を実現！



とにかく優先！選手のコンディション



参加人数の絞り込みや
式典時間の短縮によって
選手の負担を軽減！



荒天時も安心！屋内開催



天候に左右されない
効率的な運営が可能に！
式典に集中できる！



私も参加！県民力結集



映像や情報通信技術を活用し、三重県だけでなく選手の地元からも応援のエールを届ける！

映像とライブをおりませ、炬火に込められた県民の思いを伝え、感動を創出！



簡素がええやん！式典運営



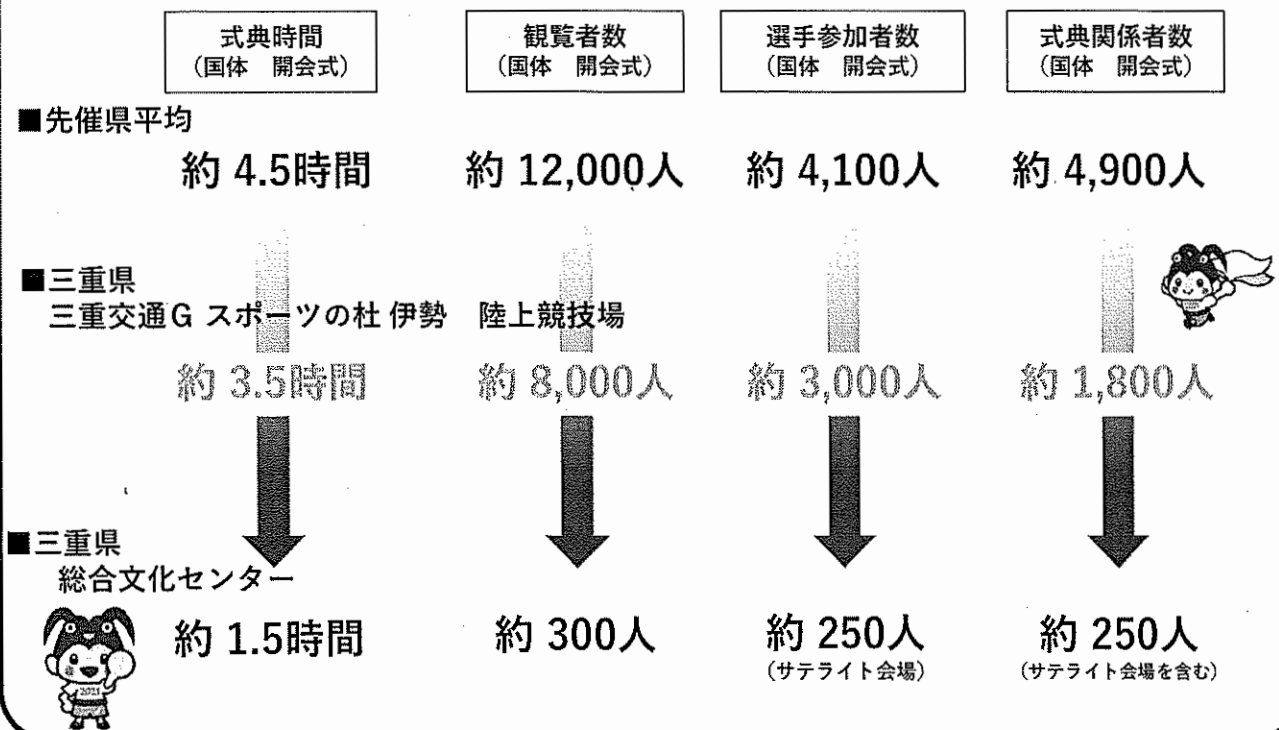
今までにないコンパクトな運営に向け、陸上競技場での開催費用をリセットし、規模縮小に応じた経費の節減へ！

駐車場など既存施設の有効活用や、警備員や県職員の従事人数の縮減が可能！

開・閉会式の開催規模



新しいかたちの開・閉会式 ～開催規模～

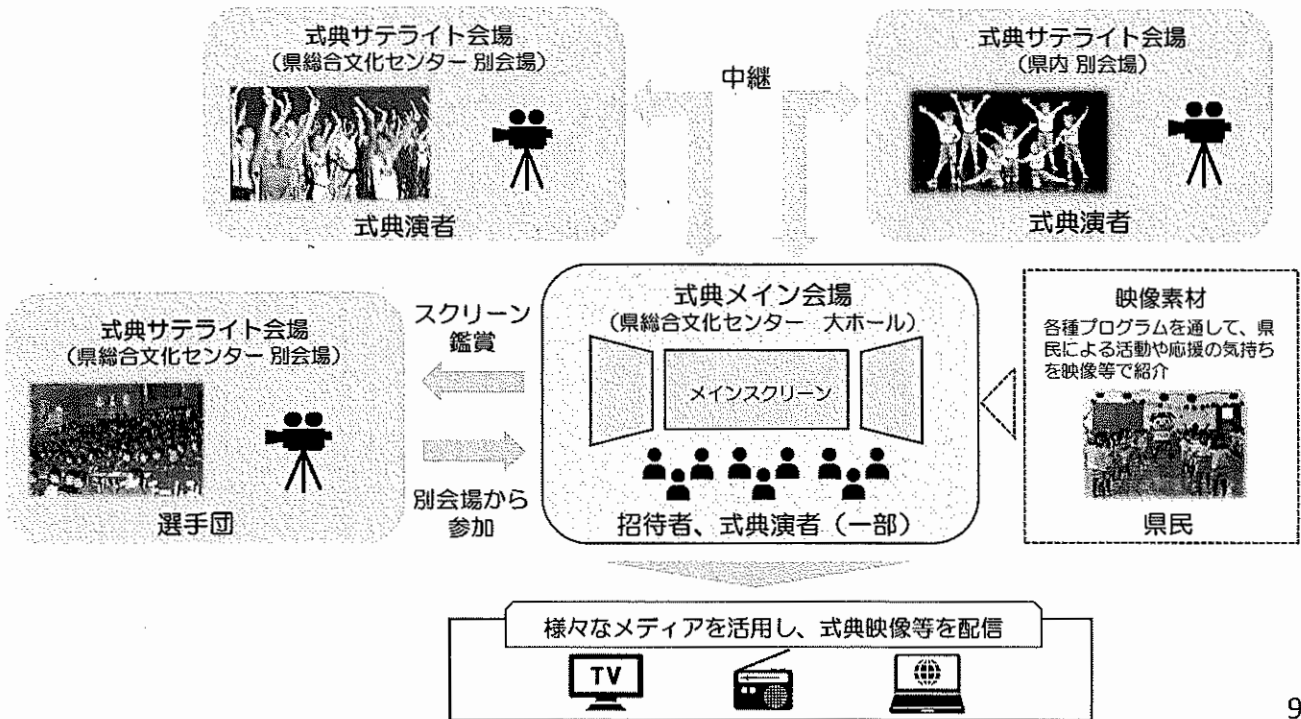


- ①選手と式典の分離
- ②デジタル技術を活用し感動を創出

従前の例にとられない
大胆な発想の転換
(三重県モデルの開・閉会式)

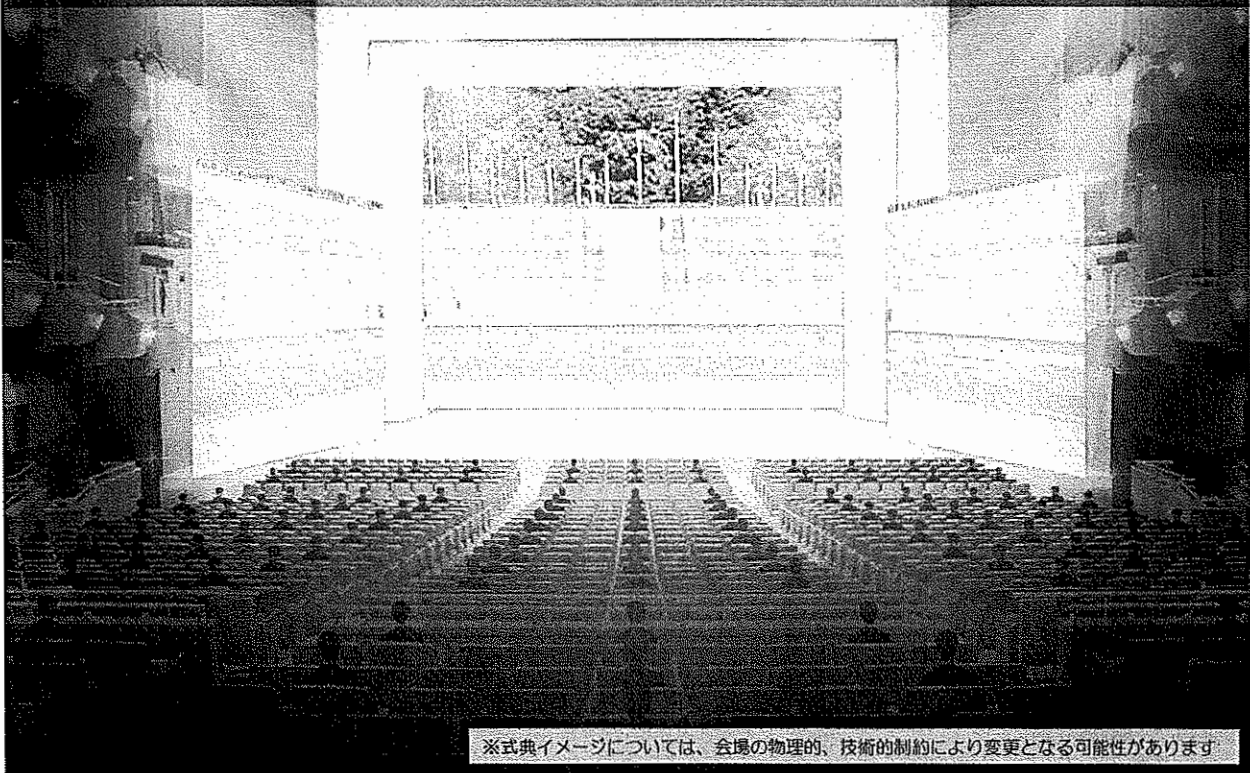
「オンライン式典」の実施

団体史上初!



開・閉会式会場イメージ

スポーツの祭典である両大会の式典を文化施設で開催するにあたり、様々な技術と演出を駆使し、会場を「バーチャル陸上競技場」とした式典を実施



※式典イメージについては、会場の物理的、技術的制約により変更となる可能性があります

オンライン参加となる選手団を、デジタル技術を駆使しバーチャルのスタンド席に着席



1

オンラインによる演技パフォーマンスと映像技術を掛け合わせた感動の演出



12

(公財) 日本スポーツ協会
「スポーツイベントの再開に向けた
感染拡大予防ガイドライン」
【スポーツイベント全般を対象】

各中央競技団体
「競技別ガイドライン」
【各競技の感染予防の実施方法】

これらのガイドラインに基づき、市町・競技団体が
コロナ対策を含めた開催準備を進めていく中で、

様々な課題が浮き彫りに!!

競技ごとの対策方法
に違いがある

コロナ対策に伴い
負担が増加する



各競技会の対策に大き
なバラツキがでしま
うのでは？



参加者の命と健康を
守るには、どこまで
対策すべきか？



慣例・慣習に囚われず、
運用面の工夫で負担を
減らせないか？

各競技会共通にとるべき対策

安全安心な競技会運営

団体の簡素・効率化

これらの課題を解決するため
『三重県指針』に加え、上記三つの要素を盛り込んだ
合理的な判断の拠り所として
三重とこわか国体独自のガイドラインが必要



「三重とこわか国体競技会における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（仮称）」

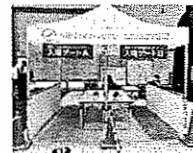
11月完成
予定

三重とこわか国体競技会の運営にあたり、参加されるすべての方の生命・健康の安全
を最優先に考え、正式競技・特別競技・公開競技・デモンストラーションスポーツを
対象とし、市町・競技団体が開催準備を進めていくなかで生じる様々な課題の解決に
資する「合理的な判断の拠り所」としてお示しするものです。

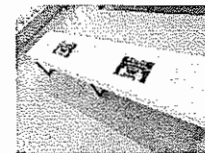
<三重とこわか国体独自の取組（案）>

- 「安心みえるLINE」の活用
- 監督会議、開始式等の検討による簡素・効率化
- 競技補助員等の見直し など

<対策の一例>



入場口での検温



三密の回避



接触確認アプリ「COCOIA」の活用

<ガイドラインの主な記載項目（案）>

● 役割分担

- ・ 県・市町実行委員会、競技団体、選手団それぞれが実施する対策について整理

● 参加者において遵守すべき事項

- ・ 参加者の健康状態の管理方法等（体調管理チェックシートの記入・提出、検温等）

● 会場内において実施すべき事項

- ・ 会場の受付、観客席、おもてなし等における対策等
（手指消毒剤の設置、三密を避けるための対策等）

● 宿泊・輸送

- ・ 宿泊・輸送に係る業界ガイドラインに基づいた対策等

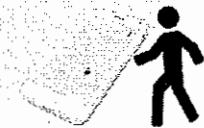
本ガイドラインは、県が主体となって運営を行う三重とこわか大会の各競技会を、来場される方の障がい特性等にも配慮し、すべての方にとって安全・安心な競技会とするため、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、各競技団体等が定めるガイドラインを参考に標準的な取組等を定めるものです。

<ガイドラインの主な記載項目（案）>

- 役割分担
 - ・ 県実行委員会、競技運営主管団体、選手団、来場者の役割の整理
- 参加者において実施すべき事項
 - ・ 参加者個人の健康状態の把握
 - ・ 参加者の健康状態の把握方法 等
- 会場内において実施すべき事項
 - ・ 会場の受付、観客席、おもてなし等における対策等
- 監督会議、開始式、表彰式
 - ・ 感染対策を考慮した監督会議、開始式、表彰式等の開催方法

<三重とこわか大会独自の取組（案）>

- 「安心みえるLINE」の活用
- 感染対策担当者の設置
(実行委員会、競技運営主管団体、選手団)
- 重症化リスクが高い方への対策
(選手団における派遣可否の判断等)
- 障がい特性等に配慮した環境整備
(ICTの活用による密回避) など



※「宿泊・輸送」については、三重とこわか国体競技会のガイドラインを準用します。



「三重とこわか大会競技会における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（仮称）」

12月完成
予定

15

オール三重の一体感を届けるために



コロナ禍にあって従来のような来場による観戦・応援が難しい状況にあって、夢と感動やオール三重の一体感を感じていただけるよう、情報の発信はもとより応援が伝わる双方向の仕組みを取り入れていく。

<重点項目>

選手や競技の魅力を発信

総合開会式や競技を
自宅で観戦、応援

ご協賛いただいた企業
の情報を発信

選手だけではなく多くの方の
関わりを伝え、県民力の
結集を感じていただく

■ 具体的な取組例

テレビ

- ・ 開会式や競技の中継
- ・ 開催中のハイライトコーナー
- ・ 番組に県民の応援の声を届ける仕組みを導入



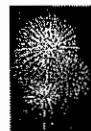
インターネット配信

- ・ インターネットで競技の中継を行う「国体チャンネル」において、会場地市町と連携し全ての決勝戦や三重県選手が出場する予選などを中心に配信



その他

- ・ 開閉会式の看板露出に代わり、テレビ、交通広告等で協賛企業をPR
- ・ メディアでとこわか運動やボランティア活動などを紹介
- ・ 来県した選手へのおもてなしと県民への開催周知の花火を実施



■新型コロナウイルス感染拡大による社会の変化



- 命と健康の危機
- 経済活動の停滞
- 就労状況の悪化
- デマ、差別、偏見
- 「新しい生活様式」
- ...

こんなに大変な時にスポーツ？

池江 璃花子
選手
メッセージ

R2.7.23

世の中がこんな大変な時期に、スポーツの話をする~~こと自体~~、否定的な声があることもよく分かります。ただ、一方で思うのは、逆境からはい上がっていくときには、どうしても希望の力が必要だということです。



スポーツでの「希望」が必要！！

両大会を成功させ、勇気と希望を皆さんへお届けしたい！

県民の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします



5 東京 2020 大会聖火リレー及び聖火フェスティバルの取組について

1 経緯

本年6月、東京2020大会組織委員会は、来年の大会について「効率化・合理化を進め、簡素（シンプル）な大会とする」旨の原則を表明し、オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバルについてもこの原則に沿って再検討されることとなりました。

また、9月にはオリンピック聖火リレーの新たな実施概要を公表し、本県が強く求めていた、すでに決定しているランナーやルート市町が優先されることなど、従来の枠組みを踏襲することが決まりました。

また、パラリンピック聖火フェスティバルも同様に、すでに決定している「採火」など従来の枠組みを踏襲します。

これらにより、両イベントに携わる関係の皆さんの不安は一定解消されることとなり、県として来年の本番に向けた準備を再スタートしたところです。

2 現在の取組状況

(1) オリンピック聖火リレー（県内実施：4月7日～8日）

新たな実施概要の公表を受けて、県ではランナーやセレモニー出演者、ボランティアなど関係の皆さんに対して参加の意向確認を行うとともに、走行ルートの状況、セレモニーの企画内容、地域の魅力を発信するPRブースの出展内容等について、従来の実施計画どおり実現できるかどうかの確認作業等を進めています。

特に、走行ルートとならなかった市町の情報発信をできる限り優先し、セレモニーやPRブースに反映できるよう検討しています。

また、機運醸成については、現時点で確定した情報について県主催イベントや県有施設等で周知を図っているほか、先月13日から17日まで、総務省の地方創生事業として採択されたオリンピック聖火の巡回展示を県内5カ所で行い、貴重な聖火を多くの方々に観覧いただきました。

(2) パラリンピック聖火フェスティバル（県内実施：8月12日～15日）

パラリンピックにおいては、開催都市（東京都）及びパラ競技開催3県でトーチをつなぐリレーが実施されますが、他の43道府県についてはリレー方式ではなく、「採火」など火にまつわるイベント（聖火フェスティバル）を各市町で実施することとなっています。

本県では、県内全29市町が「採火」を実施した後、それらを1つに「集火」し、東京に向けた火の「出立」（県内集火・出立式）を行うこととしています。

3 今後の取組方針

オリンピック聖火リレーについては、組織委員会が今月末までに示す予定の新型コロナウイルス感染症対策方針や県の指針等に沿って、万全の感染防止対策を講じます。

その結果、沿道やセレモニー会場での応援・観覧に一定の制限が課せられた場合でも、できるだけ多くの皆さんが何らかの形で聖火リレーに関わり、応援できる仕組みを検討していきます。

また、機運醸成については、本番に向けて時機を逸することなく取り組んでいきます。

なお、パラリンピック聖火フェスティバルについても、引き続き関係機関と連携し、組織委員会の方針に沿って運営準備を再開していきます。

4 聖火リレーから三重とこわか国体・三重とこわか大会までの接続

聖火リレーボランティアを通じて培ったノウハウやおもてなしの精神を東京 2020 大会や三重とこわか国体・三重とこわか大会でも生かしたり、聖火ランナーを応援した皆さんがこれらの大会でも同じように地域一丸となって地元選手を応援するなど、聖火リレーを通じて地域の一体感醸成を図る必要があります。

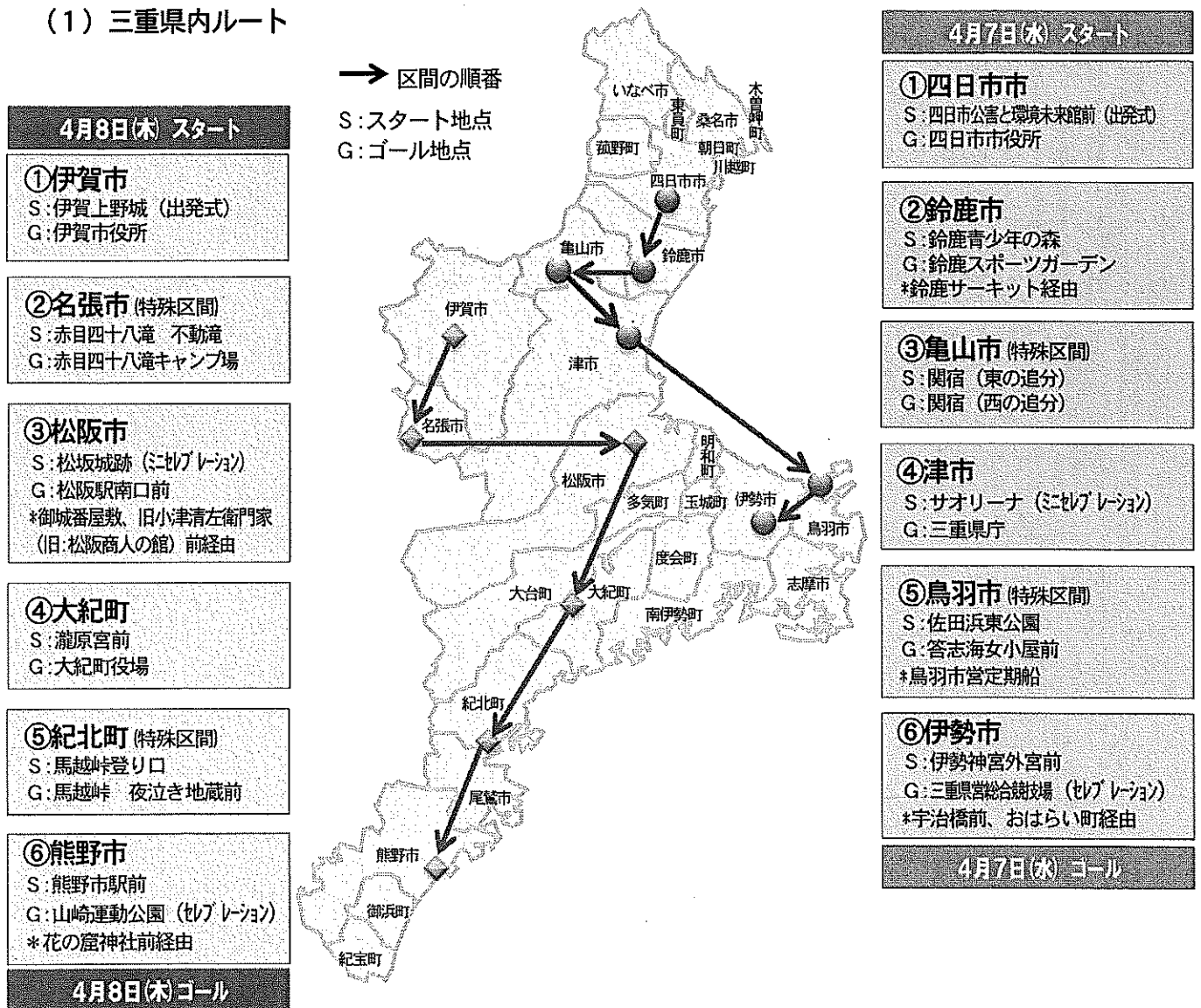
聖火リレーや聖火フェスティバルでの一体感や熱気を最大限に維持したまま国体・大会までつなぎ、両大会で創出されたレガシーを地域の人づくり、まちづくりに生かすよう取り組んでいきます。

別紙 オリンピック聖火リレー

東京2020オリンピック聖火リレーの三重県ルート（通過市町及び主な実施場所）は次のとおりとなります。（前回から変更なし）

なお、本県では2021年4月7日（水）、4月8日（木）の2日間実施します。

(1) 三重県内ルート



(2) 県内を走行するランナー

三重県を走行する聖火ランナーは総数184名です。そのうち、三重県実行委員会枠は44枠(53名)で、その内訳は、公募29枠(29名)及び推薦枠15枠(24名)です。なお、推薦枠は14名+グループランナー枠(10名)です。

(3) セレモニー 日程と会場

日程	出発式	ミニセレブレーション	セレブレーション
4月7日(水)	四日市市 (四日市公害と環境未来館前)	津市 (サオリーナ)	伊勢市 (三重県営総合競技場)
4月8日(木)	伊賀市 (伊賀上野城)	松阪市 (松坂城跡)	熊野市 (山崎運動公園)

(4) 都道府県実施日一覧

1	福島県	2021年3月25日(木)~2021年3月27日(土)	25	広島県	2021年5月17日(月)~2021年5月18日(火)
2	栃木県	2021年3月28日(日)~2021年3月29日(月)	26	岡山県	2021年5月19日(水)~2021年5月20日(木)
3	群馬県	2021年3月30日(火)~2021年3月31日(水)	27	鳥取県	2021年5月21日(金)~2021年5月22日(土)
4	長野県	2021年4月1日(木)~2021年4月2日(金)	28	兵庫県	2021年5月23日(日)~2021年5月24日(月)
5	岐阜県	2021年4月3日(土)~2021年4月4日(日)	29	京都府	2021年5月25日(火)~2021年5月26日(水)
6	愛知県	2021年4月5日(月)~2021年4月6日(火)	30	滋賀県	2021年5月27日(木)~2021年5月28日(金)
7	三重県	2021年4月7日(水)~2021年4月8日(木)	31	福井県	2021年5月29日(土)~2021年5月30日(日)
8	和歌山県	2021年4月9日(金)~2021年4月10日(土)	32	石川県	2021年5月31日(月)~2021年6月1日(火)
9	奈良県	2021年4月11日(日)~2021年4月12日(月)	33	富山県	2021年6月2日(水)~2021年6月3日(木)
10	大阪府	2021年4月13日(火)~2021年4月14日(水)	34	新潟県	2021年6月4日(金)~2021年6月5日(土)
11	徳島県	2021年4月15日(木)~2021年4月16日(金)	35	山形県	2021年6月6日(日)~2021年6月7日(月)
12	香川県	2021年4月17日(土)~2021年4月18日(日)	36	秋田県	2021年6月8日(火)~2021年6月9日(水)
13	高知県	2021年4月19日(月)~2021年4月20日(火)	37	青森県	2021年6月10日(木)~2021年6月11日(金)
14	愛媛県	2021年4月21日(水)~2021年4月22日(木)	38	北海道	2021年6月13日(日)~2021年6月14日(月)
15	大分県	2021年4月23日(金)~2021年4月24日(土)	39	岩手県	2021年6月16日(水)~2021年6月18日(金)
16	宮崎県	2021年4月25日(日)~2021年4月26日(月)	40	宮城県	2021年6月19日(土)~2021年6月21日(月)
17	鹿児島県	2021年4月27日(火)~2021年4月28日(水)	41	静岡県	2021年6月23日(水)~2021年6月25日(金)
18	沖縄県	2021年5月1日(土)~2021年5月2日(日)	42	山梨県	2021年6月26日(土)~2021年6月27日(日)
19	熊本県	2021年5月5日(水)~2021年5月6日(木)	43	神奈川県	2021年6月28日(月)~2021年6月30日(水)
20	長崎県	2021年5月7日(金)~2021年5月8日(土)	44	千葉県	2021年7月1日(木)~2021年7月3日(土)
21	佐賀県	2021年5月9日(日)~2021年5月10日(月)	45	茨城県	2021年7月4日(日)~2021年7月5日(月)
22	福岡県	2021年5月11日(火)~2021年5月12日(水)	46	埼玉県	2021年7月6日(火)~2021年7月8日(木)
23	山口県	2021年5月13日(木)~2021年5月14日(金)	47	東京都	2021年7月9日(金)~2021年7月23日(金)
24	島根県	2021年5月15日(土)~2021年5月16日(日)			

参考2 パラリンピック聖火フェスティバル

「採火」「県内集火・出立式」 日程と会場

	日程	会場
採火	8月12日(木)~15日(日)	各市町内
県内集火・出立式	8月15日(日)	三重県総合文化センター

6 三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けた 競技力向上の取組について

1 現状と課題

(1) これまでの取組

三重とこわか国体に向けた本県の競技力の向上については、三重県競技力向上対策本部を設置し（平成 25 年 5 月）、各競技団体、三重県スポーツ協会等と一体となって計画的に取り組んできました。

成年種別では、本県選手の育成・強化とともに、県内企業への就職支援によってトップアスリートの本県への定着に努めてきました。また、少年種別では、ターゲットエイジ（三重とこわか国体において少年種別の選手となる年代）の発掘・育成・強化を図ってきました。さらに、指導者の養成、指導体制の確保等に重点的に取り組んできました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、チーム練習や遠征などの強化活動ができなくなりました。また、同様に、トップアスリートの県内定着（就職支援）のためのスカウト活動や企業訪問も困難になりました。

そのようななかでも、インターネットや SNS 等を活用し、選手に対し、在宅でのトレーニング方法の提供や、専門家による遠隔での助言・指導等を行ってきました。また、これまで培ってきた人脈を活用してスカウト活動を行うなど、取組を進めてきました。

その後、夏から秋にかけて、社会経済活動が再び動き始めたことから、各競技団体では、感染防止対策を徹底しながら、強化活動を再開しました。

そして、徐々に全国レベルの大会も再開されるなか、陸上競技の全国中学校総合体育大会、レスリングや自転車競技のインターハイ代替大会、水泳競技（競泳）やセーリングの全日本選手権などにおいて、三重とこわか国体の出場予定選手が優勝するなどの成果も表れてきています。

(2) 競技団体ヒアリングの実施

本県の競技力の状況については、毎年の国体の結果をふまえ分析してきましたが、今年の鹿児島国体が延期されたことから、その把握が困難となっています。

そこで、例年、1～2月に実施していた競技団体からのヒアリングを10～11月に前倒し、課題や今後の強化対策などについて競技団体から聴き取りを行いました。その結果、次のような課題が明らかになりました。

成年種別では、再開された大会において、試合には勝利したものの、試合展開のなかでの単純なミスが散見され、流れをつかみ切れないなど課題がありました。また、コロナ禍で、計画していた強化試合の多くが実施できなかったため、上位入賞を目指しながら実力を出し切れなかった選手やチームがありました。このなかで特に、団体競技では、選抜チームで戦う競技が多いなか、攻守にわたる戦術が浸透し切れておらず、チームとしての戦い方が定着していないという課題もありました。

少年種別では、戦力は揃っているものの、実戦不足から、肝心なところで自信が持てずメンタルが崩れたり、ケガが起こってしまうケースも発生しているなど、脆さがみられました。

今後は、来年4～8月にかけて開催される全国レベルの大会に目標を定め、計画的に強化に取り組んでいく必要があります。

2 今後の取組

来年春から夏にかけて開催される全国レベルの大会に向けて、これらの課題を克服するため、専門的スタッフを投入し、競技特性に応じたスキルの習得や戦術の修正を行い、勝つためのチームスタイルを確立させていきます。

加えて、対戦が想定される相手の戦力分析を改めて行い、国体本番で苦手相手を作ることがないように、相手との駆け引きや戦術のレベルを引き上げていきます。さらに、専門知識を持ったトレーナーやドクターを配置し、選手のコンディション調整に細心の注意を払うことにより、万全の態勢で本番に臨めるよう、チームとしての完成度を高めていきます。

また、少年種別においては、ケガを防ぐとともに、プレッシャーのかかる場面でも実力が発揮できるよう、強豪県のチームとの強化試合を十分に行うことや、大学や実業団など格上との合同練習を重ね、フィジカル・メンタル両面の強化を図ります。

これらの取組を、競技団体等とともに全力を挙げて計画的に取り組み、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得をめざします。

7 南部地域の活性化に向けた取組について

1 新型コロナウイルス感染症の影響と地域の現状

(1) これまでの状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、県南部地域（伊勢志摩地域・東紀州地域）においても、3月以降、観光客が大きく減少し、ゴールデンウィーク前後には観光施設や飲食店等で営業自粛や一時休業を余儀なくされ、地域の経済活動が縮小しました。

その後、県南部地域の多くの市町では、地域経済を刺激するため、地元向けの「お買い物クーポン」や「宿泊クーポン」などが発行され、国のGO TO トラベルキャンペーンや県のみえ得トラベルクーポンなどの効果もあって、観光客が戻ってきています。

(2) 地域の現状

受入時に、人数を減らす、受入時間をずらす、場所を分けるなど、「密」を避ける運営を行って安全性をアピールしたり、地域クーポンを利用しやすいよう商品の価格を設定したりするなど、さまざまな工夫を行い、9月以降は、休日の稼働率が100%近い宿泊施設や、対前年同月を超える来訪者数や売上となっている施設もあると聞いています。

なお、伊勢志摩地域では名古屋方面からの来訪客が、東紀州地域では関西方面からの来訪客が増えている傾向があり、バスツアー等大人数の団体より、個人等少人数の来訪者が増えているとのことであり、比較的近距離の地域からの規模の小さい入込が回復してきています。

また、感染症の危険を避けるため、多くの県内学校の修学旅行・社会見学など教育旅行の行先が県内に変更され、宿泊や自然体験のニーズが増えており、伊勢志摩地域では、愛知県や岐阜県、滋賀県、奈良県等、近県の学校からの来訪も多くなっています。

教育旅行などの誘致に取り組んだ結果、これまでは団体ツアーが大半であった馬越峠や松本峠への熊野古道の語り部の派遣依頼が、51校(3,187人。11月30日現在)からあったことをはじめ、自然体験の受入が例年の2倍となった施設もあります。しかし、新型コロナウイルス感染症の再拡大の懸念から、施設それぞれ工夫を凝らして感染症予防対策を強化しています。

今後も一層、感染拡大防止と経済活動のバランスを保ちながら取り組んでいく必要があります。

2 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業について

(1) 南部地域体験教育旅行促進事業

① 南部地域体験教育旅行促進事業費補助金

南部地域において体験を取り入れた教育旅行を実施する県内学校への支援（児童生徒1人あたり、旅行先に応じて1,000円、1,500円、2,000円を支援。宿泊を伴う場合は3,000円を加算）

ア 交付決定の状況（12月1日現在） ※下段（ ）内は、宿泊旅行分で内数

	申請期間	延べ学校数（校）					人数（人）	金額（千円）
		小学	中学	高校	特支	計		
第1期	7月1日 ～8月14日	265 (212)	41 (33)	4 (2)	12 (11)	322 (258)	18,343 (14,765)	72,484 (67,686)
第2期	9月7日 ～9月30日	46 (26)	36 (23)	9 (3)	3 (2)	94 (54)	7,115 (3,711)	22,013 (17,156)
第3期	10月19日 ～12月25日	3 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	8 (0)	571 (0)	802 (0)
合計		314 (238)	78 (56)	17 (5)	15 (13)	424 (312)	26,029 (18,476)	95,299 (84,842)

イ 体験内容

- ・語り部の案内による熊野古道の散策
- ・真珠養殖の歴史を学習したうえで珠を取り出し、アクセサリーを製作
- ・海女から仕事や生活の様子を学習し、道具を試し、郷土料理を試食
- ・みかん栽培について学習し、収穫を体験
- ・シーカヤックやサップなどのウォーターアクティビティを体験

ウ 子どもたちや事業者の声

【子どもたち】

- ・家族で行ったときとは、また別の楽しみ方ができたり、すごく勉強になった。もっと、三重県について詳しく勉強したい。
- ・12年間三重県に住んでいるが、世界遺産が県内には熊野古道しかないことを初めて知った。大好きな三重県について詳しく知れてよかった。
- ・海女さんの仕事は大昔からあったと聞き、すごいと思った。
- ・伊勢神宮の歴史や三重の郷土料理など三重の魅力を再発見できた。他県の人に三重の魅力を堂々と答えられそうです。

【事業者】

- ・子どもが来てくれることは嬉しい。子どもに、特に北部の子が南部を知ることは有意義なことだ。
- ・県外の学校が来られない中、県内の学校が増えたのはありがたい。一部の学校には来年の予約をいただいた。
- ・現地で受入が困難な場合、スタッフが子どもたちの宿泊するホテルに向向いて講義したりするなど工夫した。

(2) 南部地域自然体験促進事業

① 南部地域自然体験促進事業費補助金

南部地域の自然体験等事業者が複数連携して実施する地域に人を呼び戻す自然体験イベントに対する補助（補助率 1/2、上限額 20 万円）

ア 交付決定状況

- ・第1期・第2期申請（7月1日～7月17日、9月1日～9月16日）
8月1日～2月28日に実施されるイベントが対象
9件（総額 1,466 千円）に交付決定
- ・第3期申請（10月26日～11月20日）
12月1日～2月28日に実施されるイベントが対象
3件（526 千円）に交付決定

イ イベント概要

- ・メガサップ・カヤック体験会、釣り大会、テントサウナ等体験会、星空観測など
- ・実施場所は、東紀州地域が9件、それ以外の南部地域が3件

② 南部地域自然体験等魅力発信事業

ア 目的

南部地域には、豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツ、農林水産業の体験、世界遺産熊野古道の散策といった自然体験等のコンテンツが数多く存在しており、今後も引き続き、南部地域への来訪意欲の持続と喚起を促していくことが重要であることから、最新の南部地域の魅力を紹介する特集ページ作成やSNS等を活用した情報発信を行うことにより、南部地域の自然体験メニュー等の一層の利用を促進し、南部地域の活性化を図ります。

イ 内容

(ア) 特集ページの作成

三重県の観光情報を発信するサイトである「観光三重」内に、中南勢、伊勢志摩及び東紀州の3地域の特集ページを作成しました。

特集ページには、自然体験だけでなく、観光情報や地域産品の情報を効果的に取り入れた記事を作成し、掲載します。

例：語り部と歩く熊野古道伊勢路、シーカヤックツアー、みかん狩り、島内散策、スラックラインとハンモック体験など

(イ) SNS等を活用した情報発信

Facebook、Twitter、Instagramなど複数のSNS等を活用し、地域や年齢層などを越えて幅広く情報発信を行っていきます。

3 関係人口「度会県」の取組

これまで度会県事業で進めてきた「県民参加型プロジェクト」は、度会県民が実際に地域に赴き、地域住民と交流する取組でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により人の往来や集合が推奨できないことから、新たな交流の形として、次のとおり見直しました。

(1) 度会県オンラインサロン

コロナ禍で人と人とのつながりの場が減り、精神的な豊かさを感じる機会が減少していることから、度会県民がオンラインで交流できる場を創出します。

地域のキーパーソンをゲストに迎えたトークセッションやワークショップ形式により、全8回のオンラインサロン（30名程度が参加）を開催しています。

通信環境があればどこからでも意見交換会に参加でき、これまで以上にたくさんの度会県民に南部地域との関係を深めてもらえることが期待できます。

各回のオンラインサロン終了後には、回ごとに希望者とゲストでSNSのグループを作っており、継続して度会県民たちが自発的にディスカッションをするなどして南部地域に関わり続けてもらうことをめざしています。

また、毎回の開催結果をウェブサイトに掲載しており、オンラインサロンに参加できなかった方でも、全体の意見交換の状況を視聴でき、度会県オンラインサロンの取組全体を理解することができます。

<オンラインサロンの概要>

	内 容 (テーマ・ゲスト)	概 要
第1回 10月27日	トークセッション 漁村をバズらせる ゲスト：浅尾大輔氏（鳥羽市の牡蠣養殖漁師）	人出不足に悩む漁村の活性化についてトーク ・漁村のテーマパーク化 ・お手伝い制度による漁業体験
第2回 11月6日	ワークショップ 地域と人を変える場づくり～前編～ ゲスト：坂本大祐氏（奈良県東吉野村のデザイナー）※鳥羽市のコワーキングスペース KUBOKURI（クボクリ）の立ち上げに関与	活用を検討している施設の画像を視ながら、施設の活用法や地域の活性化について意見交換 ・1次産業の手伝いをしてくれる人を対象にゲストハウスとして活用 ・地域の人やゲストハウスの宿泊者に利用してもらうテイクアウト用の飲食店として活用
第3回 11月25日	ワークショップ 地域と人を変える場づくり～後編～ ゲスト：「鳥羽なかまち」の方々 ※鳥羽市 KUBOKURI を中心に鳥羽市の活性化に取組	

今後も3回のトークセッションと2回のワークショップを予定しています。

	内 容	ゲ ス ト
第4回 12月21日	トークセッション 伊勢のアートなまちづくりプロ デュース」	はしもとゆき氏(伊勢市で古民家を活用し たショップや民泊施設を運営)
第5回 1月中旬	トークセッション たのしい港町のつくり方	伊東 将司 氏 (「夢古道おわせ」支配人) 東 城 氏 (紀北町のデザイン会社「ディー グリーン」代表)
第6回 2月上旬	ワークショップ みらいの漁村～前編～	橋本純氏(南伊勢町の水産会社「友栄水産」 代表) 田中りみ氏(熊野市の女性漁師チームメン バー)
第7回 2月下旬	ワークショップ みらいの漁村～後編～	橋本純氏 ※第6回から継続
第8回 3月上旬	トークセッション たのしい里山に増えた関係人口	西口まみ氏 (大台町で観光案内所「奥伊勢 テラス」を運営)

4 地域の誇り次世代継承プロジェクト事業

次世代を担う子どもや若者を対象に、熊野古道の価値や地域の歴史、文化を理解する取組を実施することにより、自らが住む地域と世界遺産熊野古道に愛着と誇りを持ち、地域の担い手となる「ひと」づくりを行います。

(1) ばりすごいで！世界遺産塾

○概要：地域のさまざまな達人を塾の講師やコーディネーターに迎え、東紀州地域の小・中学生が熊野古道やその周辺の自然・歴史・文化等を体験し、地域の「本物」に触れる講座を開催しています。今年度は3回程度開催予定です。

○今年度の実績

「三重南紀みかん」(令和2年度1回目)

御浜町内のみかん農園において11月28日に実施し、小中学生49名と保護者25名の総勢74名が参加し、みかんの種類や育て方、美味しいみかんの見分け方、糖度測定の実施などについての学習、みかん狩り体験を行いました。

全参加者から、「糖度を測ったりできたので、勉強になった」「とても楽しかった」など、好評を得ることができました。

(2) 「高校生」×「熊野古道」×「SDGs」＝「いざ！東紀州へ」

○概要：熊野古道の語り部等を講師に迎え、尾鷲高校生徒 29 名（2 年生の有志）と木本高校生徒 26 名（JRC 部）が地域の歴史や文化、世界遺産熊野古道への造詣を深めるとともに、SDGs の理念についても学びました。

12 月に保全団体等が実施する「熊野古道一斉クリーンアップ作戦」にも参加予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

引き続き、熊野古道を守っている人々の思い等に触れることにより、自身が住む地域の魅力を再認識してもらい、地域への親しみや愛着を育んでいきます。

○今年度の取組：

10 月 25 日 木本高校第 1 回地域学習（花の窟・波田須の道）

11 月 1 日 尾鷲高校第 1 回地域学習（馬越峠）

11 月 14 日 尾鷲高校・木本高校合同第 2 回地域学習（熊野古道センター）

12 月 13 日 熊野古道一斉クリーンアップ作戦（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

1 月以降 振り返りと次年度に向けての検証

(3) 「熊野古道ノート」の作成

○概要：東紀州地域内外の小中学生が、熊野古道をはじめとする地域の魅力や歴史・文化への理解を深め、自主的な学びにつながる学習用資料として、小中学生向けに「熊野古道ノート」を作成します。

○種類：3 種類（小学校低学年向け、同高学年向け、中学生向け）

○活用方法：小中学校等に配布して、教育旅行での来訪に向けた働きかけに活用するほか、三重県ホームページ等にて公開するとともに、熊野古道センター等の集客交流拠点にも配置します。

5 熊野古道の保全活動

(1) 熊野古道サポーターズクラブの取組

平成 26 年度に設立し、熊野古道伊勢路ファンの方々に保全体験参加の機会を提供し、保全団体、地元ボランティア等の活動をサポートするとともに、熊野古道伊勢路の魅力 SNS 等で発信してもらうことによるさらなるファンの獲得を目的に、継続的に取り組んでいます。

○今年度の活動

10 月 18 日 始神峠（天候不順により中止）

11 月 14 日 二木島峠 14 名参加（北勢地域 2 名、伊賀地域 2 名、伊勢志摩地域 2 名、東紀州地域 6 名、県外 2 名）

12 月 13 日 始神峠（熊野古道一斉クリーンアップ作戦、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

2 月予定 大吹峠

(2) 熊野古道一斉クリーンアップ作戦

○概要：熊野古道の保全について社会の関心を高めるとともに、熊野古道に関心・愛着を持つ人を増やしていくため、保全団体が日常的に行っている保全活動を、同一日にボランティアの参加を得て広範囲で行う「熊野古道一斉クリーンアップ作戦」を、12月13日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

6つの峠道において、保全団体（8団体）の会員とボランティア（尾鷲高等学校・木本高等学校生徒、熊野古道世界遺産登録15周年事業実行委員会参加団体のメンバー、熊野古道サポーターズクラブ会員）の総勢約120名が参加予定でした。

6 (一社) 東紀州地域振興公社の取組

公社では、アフターコロナ・ウィズコロナをふまえ、通過型観光から滞在型観光への転換に向け、重点的に観光分野の取組を行っています。

観光関係では、Instagram やブログ等を活用し、またイベントへの参加を通じて情報発信を行うとともに、多言語対応版の「旅行ルート作成システム」構築、宿泊施設へのヒアリングや専門家の派遣、並びに紀南管内の道の駅連絡会議により観光施設のつながりの強化を支援するなど、来訪者の受入環境整備を進めています。

産業関係では、製造販売事業者への支援として、セミナーの開催、個別訪問によるヒアリングやアドバイスを行っています。

〈冬期のイベント参加予定〉

○12月4～6日、イオン京都桂川店

「三重県フェア」で情報発信

○1月27～28日、ACTIVE G (JR岐阜駅隣接)

「三重県東紀州観光物産展」で情報発信及び特産品の販売

○2月20～21日、名古屋市金山総合駅

「南三重ふれあいフェスタ」で情報発信及び特産品の販売

○2月24～25日、アジア太平洋トレードセンター

「第18回シーフードショー大阪」で商談会

7 新たな過疎対策法の制定に向けた動きについて

平成 12 年に成立した現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和 3 年 3 月末にその法期限を迎えます。

新たな過疎対策法については、これまでと同様に議員立法として検討が進められており、令和 2 年 9 月 15 日の自由民主党過疎対策特別委員会において、「今後の過疎対策の基本的な考え方について（素案）」が示され、年内を目途に「今後の過疎対策の施策大綱案（仮称）」が取りまとめられる予定です。

現在のところ地域指定要件に係る人口減少率などの具体的な数値は明らかになっていませんが、法案等の概要が明らかになり次第、関係部局、関係市町と連携しながら、新たな過疎対策法に係る対応を進めていきます。

〔素案のポイント〕

- 今後の過疎対策における新たな理念：過疎地域の「持続的発展」
- 新法の名称案：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（仮称）」
- 過疎地域の指定要件：現行過疎法と同様
 - ・人口要件：人口減少率（長期・中期）、高齢者比率、若年者比率
 - ・財政力要件：財政力指数、公営競技収益人口減少率（長期）の基準年については、昭和 50 年又は 55 年を軸に検討（現行法は昭和 35 年）
- 過疎地域の指定単位：現在の市町村単位を基本
 - 「一部過疎」（旧市町村単位で一定の要件を満たす地域を過疎地域とする特例）を設けることを引き続き検討
 - ＜「一部過疎」の要件＞
 - ・人口要件：旧市町村単位で人口減少率等
 - ・財政力要件：現在の市町村の財政力指数等県内の一部過疎市町（津市、松阪市）は、旧市町村単位の人口要件及び財政力指数により指定されている。
 - 制度の是非を含めて検討中の「みなし過疎」（平成の合併により合併前の非過疎地域を含めた全域を過疎地域とする特例）については、県内は該当なし。
- 経過措置
 - 現行過疎法制定時の内容（過疎対策事業債の上限額の範囲で 5 年間発行）を基本に引き続き検討
- 重点分野（新設）
 - 人材関係、雇用関係、通信・デジタル化・新技術関係、生活環境関係、インフラ関係、集落関係、景観・文化関係、連携関係
- 支援措置：過疎対策事業債をはじめとした現行法の支援措置のスキームを維持
- 新法の期間：令和 13 年 3 月までの 10 年間